

新潟市犯罪のない 安心・安全なまちづくり 推進計画(案)

～安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現～
に向けて



令和4年度から令和8年度



新 潟 市

～目次～

第1章	計画策定の趣旨等について	1
第1	計画策定の趣旨	
第2	計画の目標	
第3	計画期間	
第2章	新潟市の犯罪の現状	2
第1	新潟市の犯罪発生状況	
第2	罪種別状況	
第3	窃盗犯の主な手口	
第4	地域別状況	
第5	施錠の状況	
第6	万引きの状況	
第7	特殊詐欺の状況	
第8	薬物犯罪の状況	
第9	ネット上における犯罪	
第10	少年非行の状況	
第3章	各区における犯罪発生状況	17
第1	新潟市の人口・高齢化率	
第2	北区における犯罪発生状況	
第3	東区における犯罪発生状況	
第4	中央区における犯罪発生状況	
第5	江南区における犯罪発生状況	
第6	秋葉区における犯罪発生状況	
第7	南区における犯罪発生状況	
第8	西区における犯罪発生状況	
第9	西蒲区における犯罪発生状況	
第4章	重点取り組み事項	34
第1	全市における取り組み事項	
第2	各区の重点取り組み事項	
第5章	計画の内容	37
◆	計画の方向性	
第1	防犯意識の高いひとづくり	
第2	防犯力の高い地域社会づくり	
第3	犯罪が起きにくいまちづくり	
第6章	目標	45
第1	重点目標	
第2	その他の目標	
参考資料		46
◆	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	
◆	学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針	
◆	通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針	
◆	道路等の犯罪の防止に関する指針	
◆	住宅の犯罪の防止に関する指針	
◆	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則	

第1章 計画策定の趣旨等について

第1 計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止して、安心して安全に暮らすことのできる社会を実現することは、市民すべての願いです。

そのためには、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」という考えを基本として、地域・住民・事業者・学校・行政・警察等が連携し、一体となって犯罪の防止に向けた協働活動に取り組んでいく必要があります。

市では、「犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現に寄与すること」を目的として、平成19年4月1日に「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（以下「条例」という）」を施行し、犯罪の未然防止に向けた活動を推進してきました。

この「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という）」は条例第8条に規定され、「犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進」を図るために策定するものであり、今回の計画が第6次推進計画となります。

第2 計画の目標

犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現

第3 計画期間

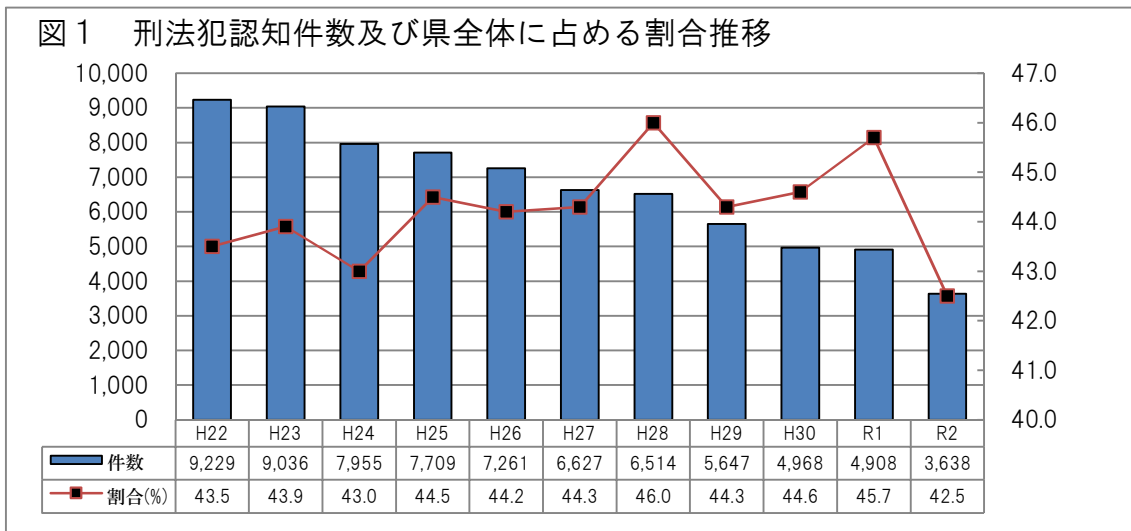
令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画期間の途中でも社会情勢の変化に柔軟に対応し、計画の見直しを図ります。

第2章 新潟市の犯罪の現状

第1 新潟市の犯罪発生状況

本市における刑法犯認知件数^{※1}は、戦後最高の件数を記録した平成15年をピークに平成16年から17年連続で減少しています。しかし、県全体の刑法犯認知件数のうち本市の刑法犯認知件数の割合をみると、平成15年は41.6%であったものの令和2年は42.5%と上昇しています。

※1 刑法犯認知件数～「刑法」(暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む)に規定された犯罪(交通事故によるものを除く)で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

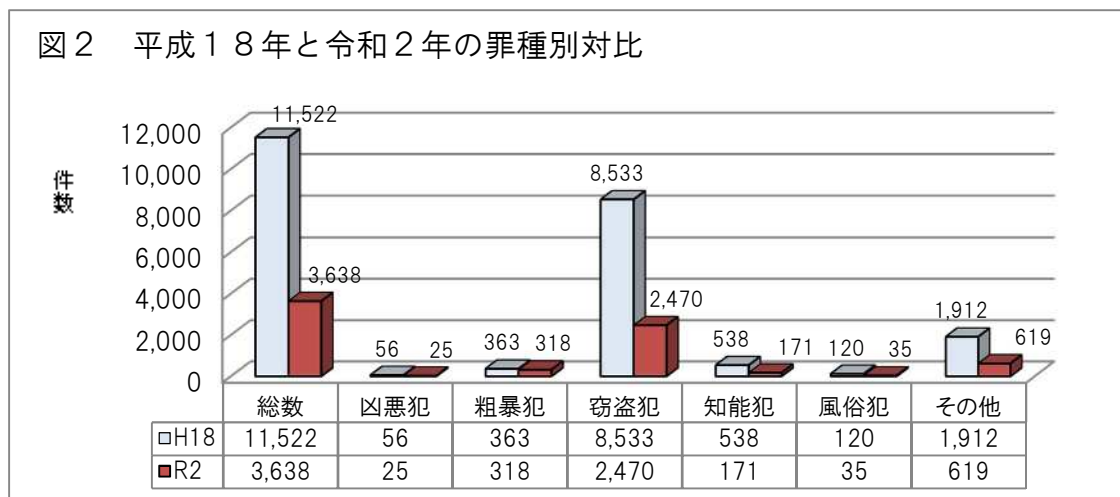


第2 罪種別状況

本市における平成18年(第1次推進計画策定前)と令和2年の刑法犯認知件数を罪種別^{※2}で比較すると、全ての罪種が減少しています。

平成18年に全体の74.1%を占めていた窃盗犯は6,063件減少しましたが、未だに全体の67.9%を占めています。

※2 罪種別については、16ページ別表参照



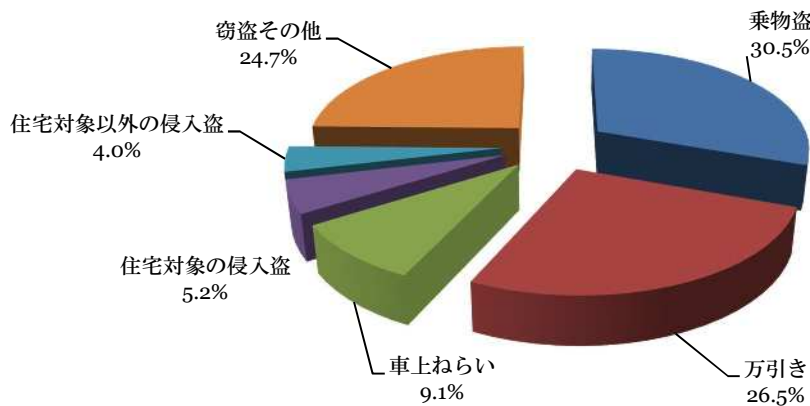
第3 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、全体の67.9%を占めた窃盗犯(2,470件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・753件(30.5%)
- ・万引き・・・654件(26.5%)
- ・車上ねらい・・・226件(9.1%)
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・128件(5.2%)
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・99件(4.0%)
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・610件(24.7%)

となっています。

図3 令和2年 本市における窃盗犯の主な手口



第4 地域別状況

令和2年中の区ごとの刑法犯認知件数では、東区・中央区・西区の合計件数が本市全体の70.6%を占めており、人口密集地における犯罪集中が顕著に表れています。

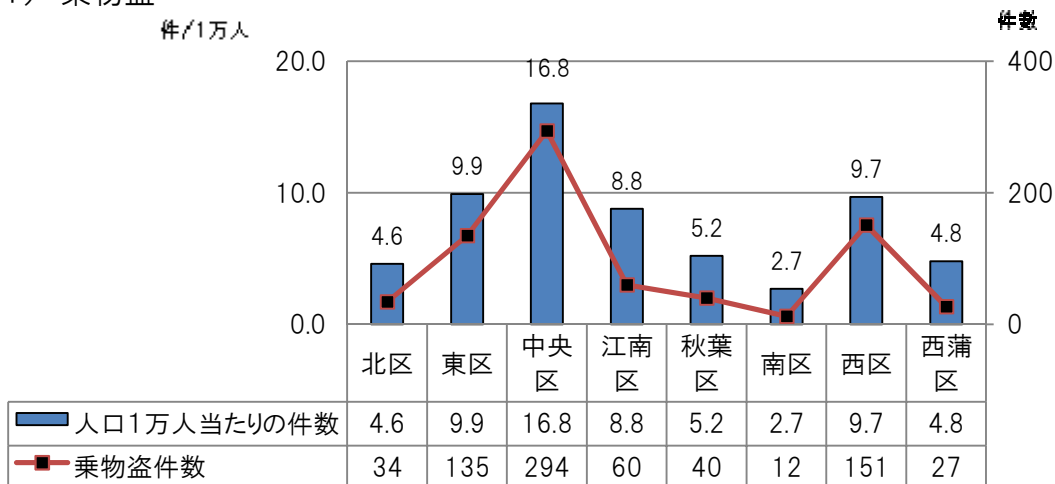
区別刑法犯罪種別認知件数(令和2年)

	北 区	東 区	中央区	江南区	秋葉区	南 区	西 区	西蒲区	合 計
刑法犯総数	242	672	1,217	267	244	131	675	190	3,638
凶 悪 犯	5	5	7	0	1	0	3	4	25
粗 暴 犯	30	50	97	15	32	12	59	23	318
窃 盗 犯	164	484	818	207	134	93	451	119	2,470
知 能 犯	7	26	61	10	15	3	36	13	171
風 俗 犯	3	2	12	6	3	3	4	2	35
そ の 他	33	105	222	29	59	20	122	29	619
各区の発生比率	6.7%	18.5%	33.4%	7.3%	6.7%	3.6%	18.6%	5.2%	100.0%
参 考									
人口(人)	73,238	135,805	174,507	68,537	76,568	44,134	156,213	55,772	784,774
人口比率	9.3%	17.3%	22.3%	8.7%	9.8%	5.6%	19.9%	7.1%	100.0%

(各区の人口は、令和2年12月31日現在の住民基本台帳人口を基にしています)

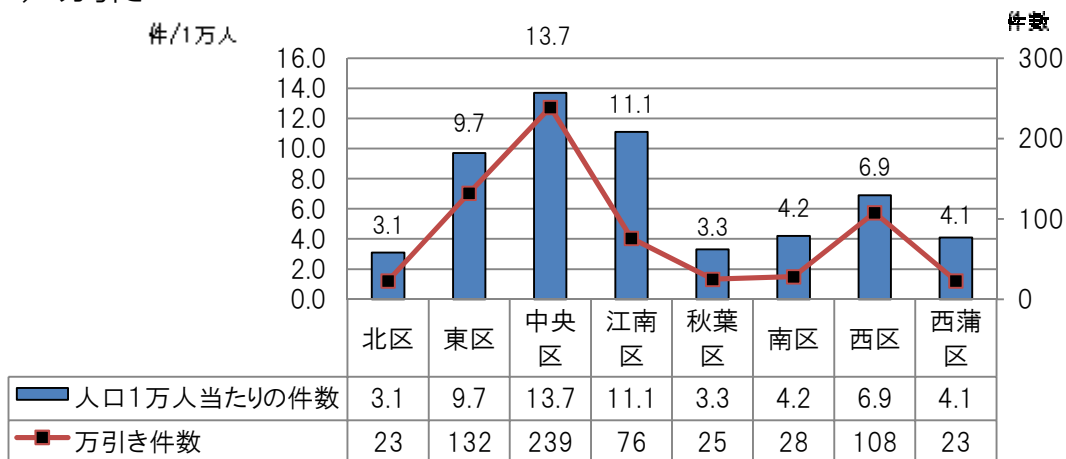
図4 区別の窃盗犯手口別犯罪発生率(人口1万人あたりの発生件数)

(1) 乗物盗



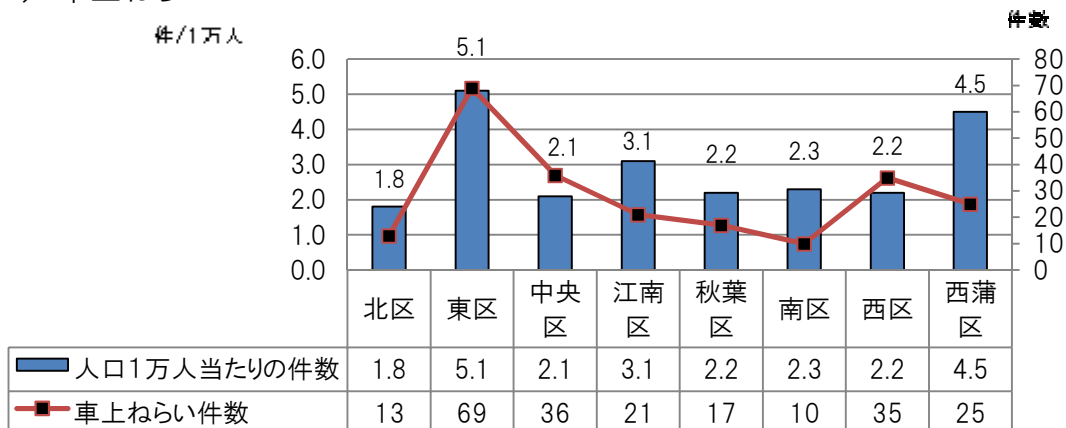
・乗物盗は、中央区が最も高い発生率を示しています。

(2) 万引き



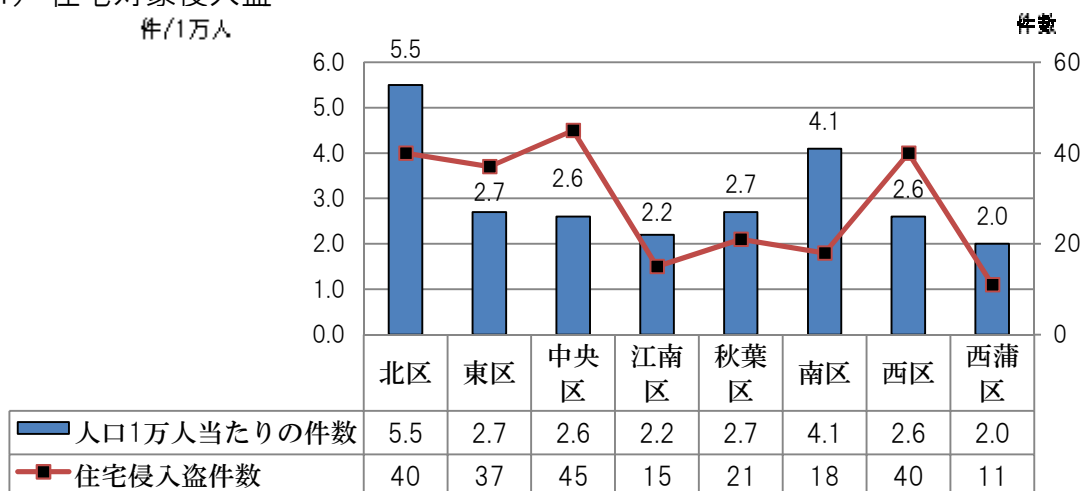
・万引きは、中央区が最も高い発生率を示しています。

(3) 車上ねらい



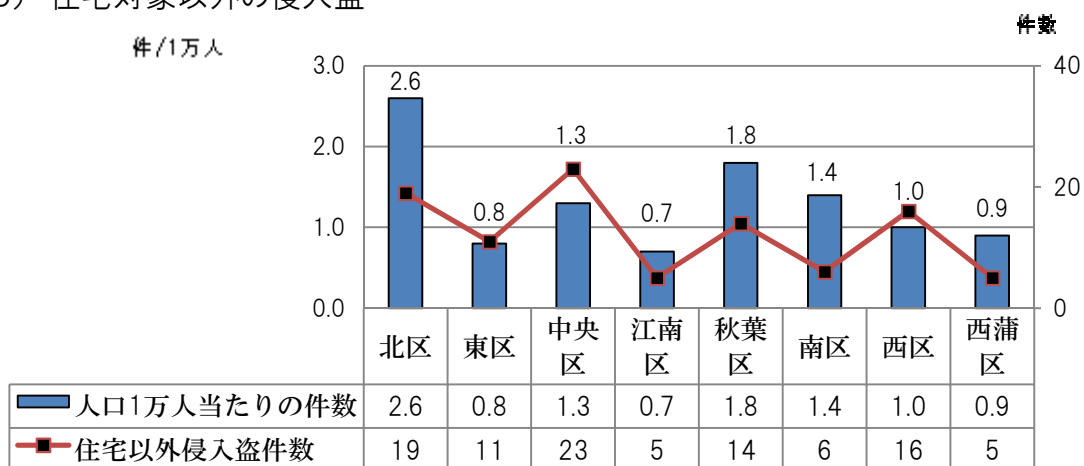
・車上ねらいは、東区が最も高い発生率を示しています。

(4) 住宅対象侵入盗
件/1万人



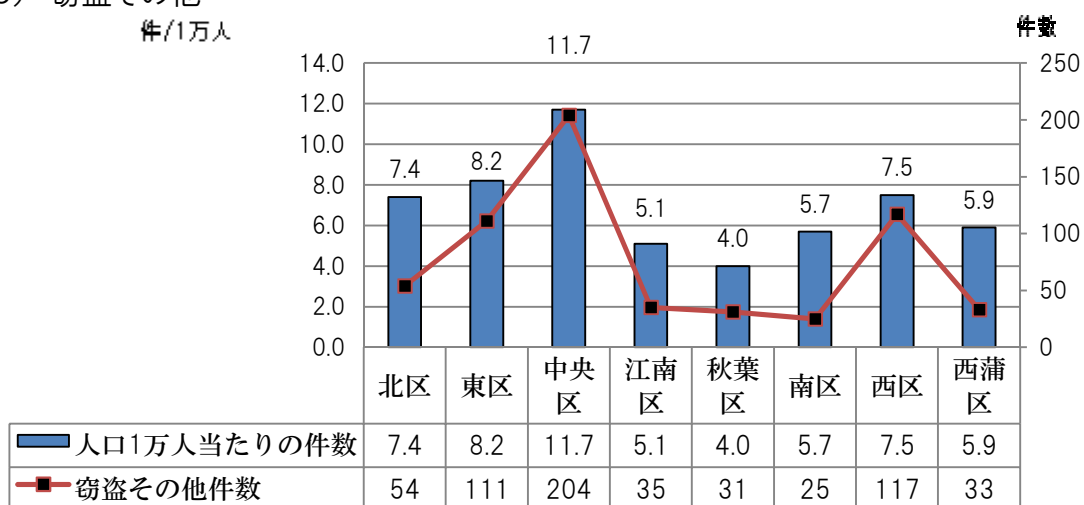
・住宅対象侵入盗は、北区が最も高い発生率を示しています。

(5) 住宅対象以外の侵入盗
件/1万人



・住宅対象以外の侵入盗は、北区が最も高い発生率を示しています。

(6) 窃盗その他
件/1万人



・窃盗その他は、中央区が最も高い発生率を示しています。

第5 施錠の状況

1 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、空き巣では6割から7割台、忍込みと居空きでは9割前後の無施錠率で推移しています。

	空 巣			忍 込 み			居 空 き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和2年	74	58	78.4%	47	47	100.0%	7	6	85.7%
令和元年	84	52	61.9%	98	93	94.9%	9	9	100.0%
平成30年	149	106	71.1%	57	53	93.0%	5	5	100.0%

2 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗は7割台で推移し、自動車盗・オートバイ盗は3割から8割台の無施錠率で推移しています。

なお、自動車盗・オートバイ盗は、鍵をつけたままで被害に遭ったものを無施錠として計上しています。

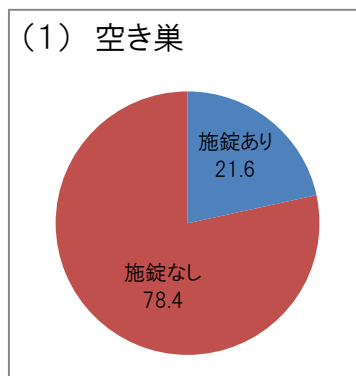
	自 動 車 盗			オ ー ト バ イ 盗			自 転 車 盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率
令和2年	10	5	50.0%	4	2	50.0%	739	519	70.2%
令和元年	12	8	66.7%	11	5	45.5%	960	684	71.3%
平成30年	8	7	87.5%	20	7	35.0%	961	689	71.7%

3 車上ねらいの施錠状況

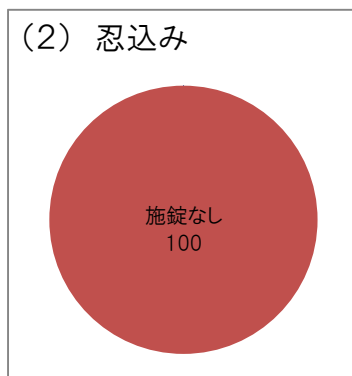
過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、平成30年は5割以下でしたが、令和元年・令和2年は7割を超えています。

	車 上 ね ら い		
	認知件数		
		施錠無	無施錠率
令和2年	226	162	71.7%
令和元年	333	242	72.7%
平成30年	298	130	43.6%

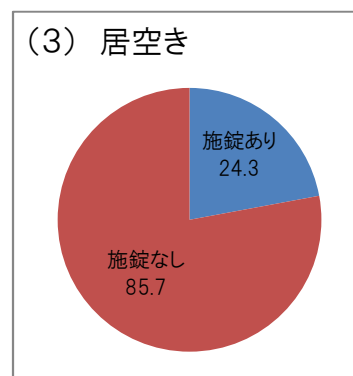
図5 令和2年 施錠状況



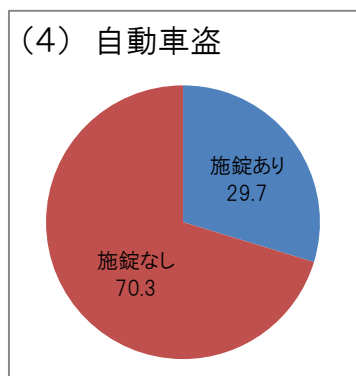
無施錠率 78.4%
(全国平均 51.5%)



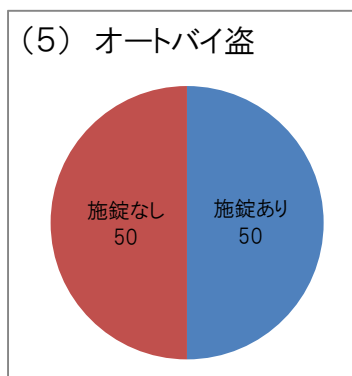
無施錠率 100.0%
(全国平均 79.7%)



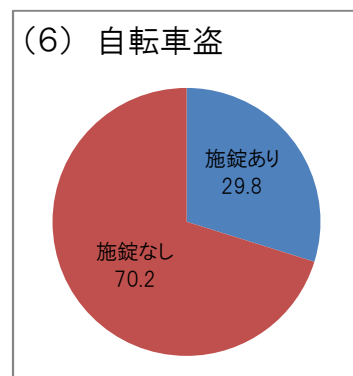
無施錠率 85.7%
(全国平均 86.9%)



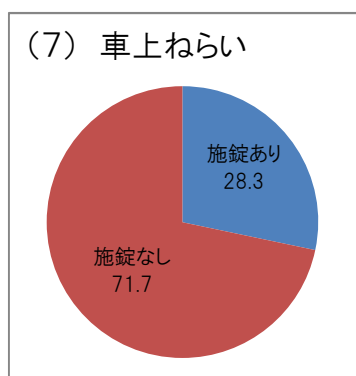
無施錠率 50.0%
(全国平均 25.1%)



無施錠率 50.0%
(全国平均 27.2%)



無施錠率 70.2%
(全国平均 61.1%)



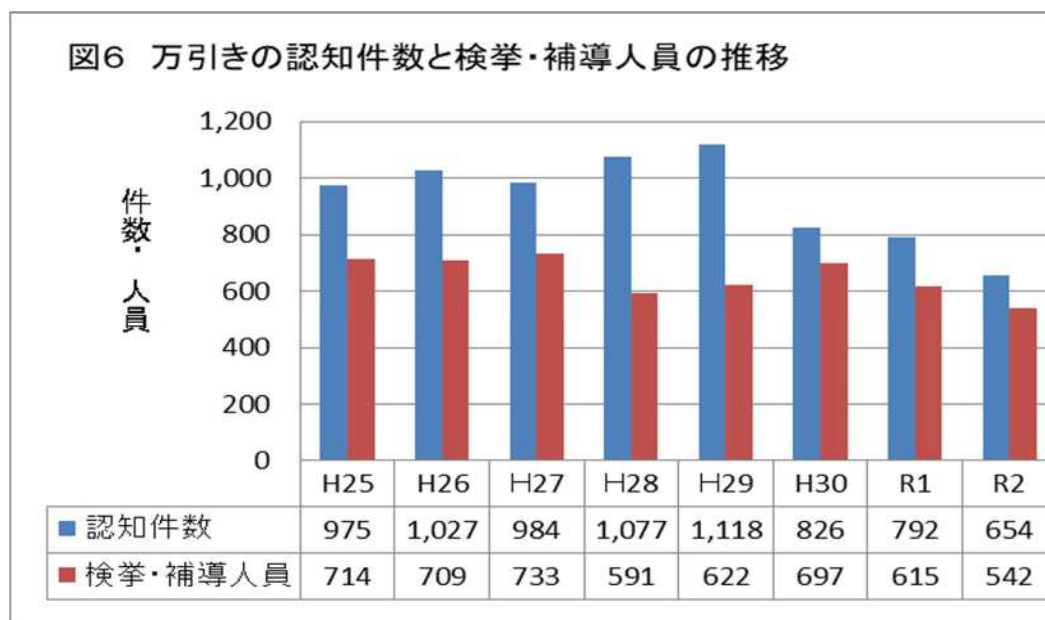
無施錠率 71.7%
(全国平均 64.4%)

第6 万引きの状況

1 万引きの認知件数と検挙・補導人員

過去3年間の本市における万引きの認知件数と検挙・補導人員は、いずれも減少しています。

なお、令和2年は前年に比べていずれも減少し、認知件数は654件、検挙・補導人員は542人となっています。

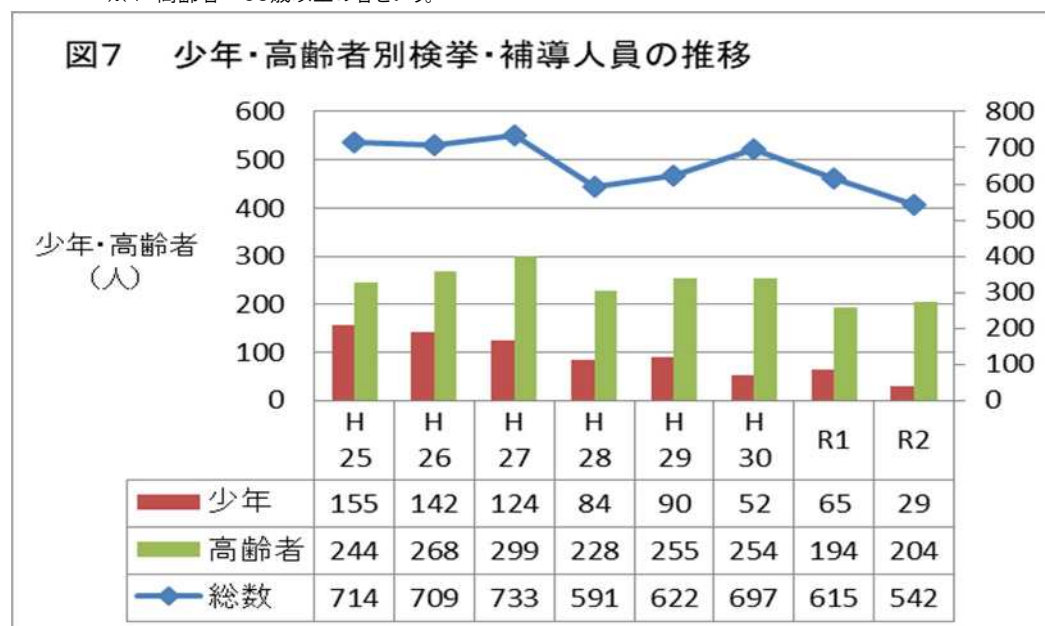


2 少年・高齢者別検挙・補導人員

万引きの検挙・補導人員のうち、少年^{※3}と高齢者^{※4}の割合を比較すると、平成23年まで少年の検挙・補導人員数は高齢者の検挙人員数を上回っていましたが、平成24年以降は、高齢者の検挙人員数が少年の検挙・補導人員数を上回っています。また、全体に占める高齢者の割合は、3割台から4割台前半を推移しています。

※3 少年～20歳未満の者をいう。

※4 高齢者～65歳以上の者をいう。



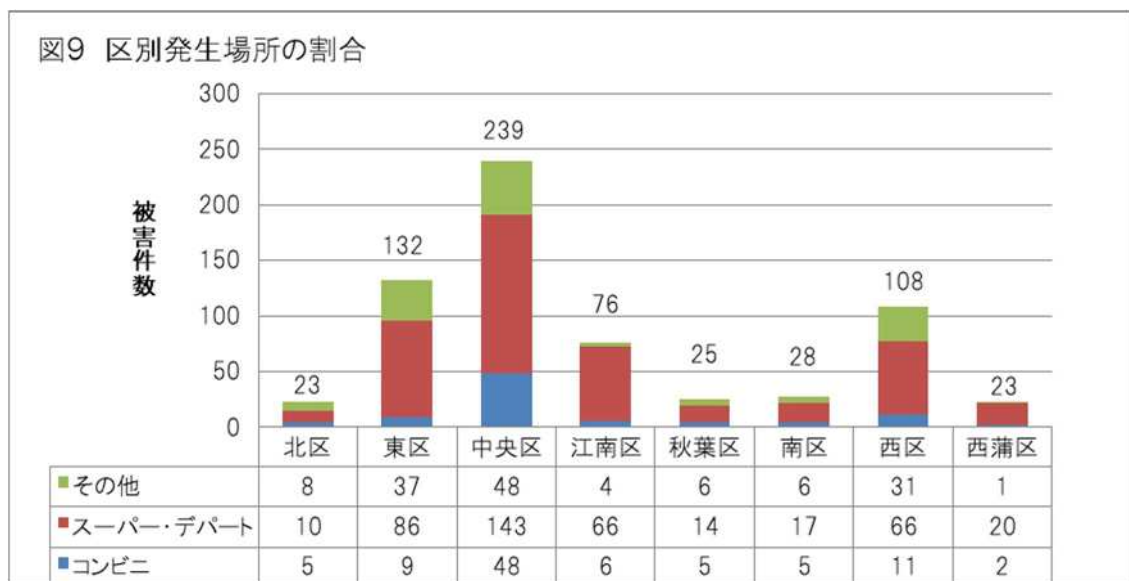
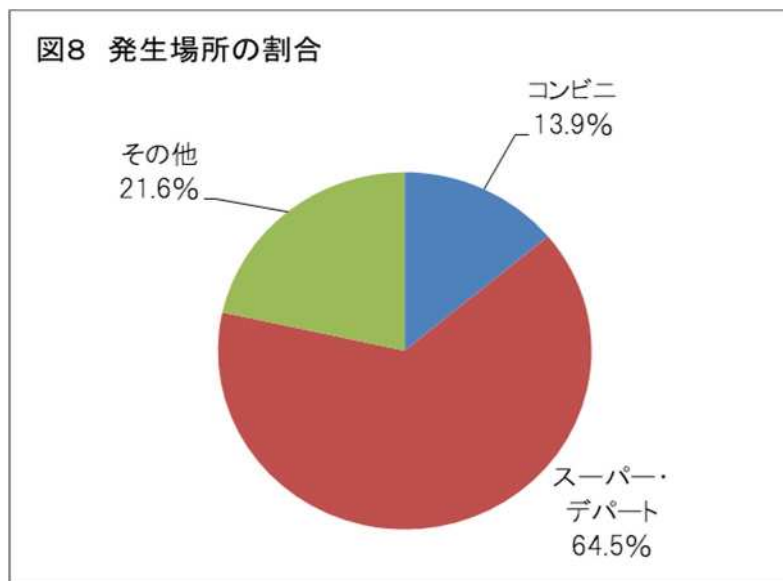
3 発生場所の割合

令和2年中に認知した万引き(654件)を発生場所別で見ると、

- ・コンビニエンスストア・・・91件(13.9%)
- ・スーパー・デパート・・・422件(64.5%)
- ・その他(ドラッグストア・家電量販店・ホームセンターなど)・・・141件(21.6%)

となっています。

また、区別の発生場所の割合で見ると、いずれの区でもスーパー・デパートでの割合が高くなっており、また北区、東区、西区ではその他の割合も3割前後と高くなっています。



第7 特殊詐欺の状況

1 特殊詐欺とは

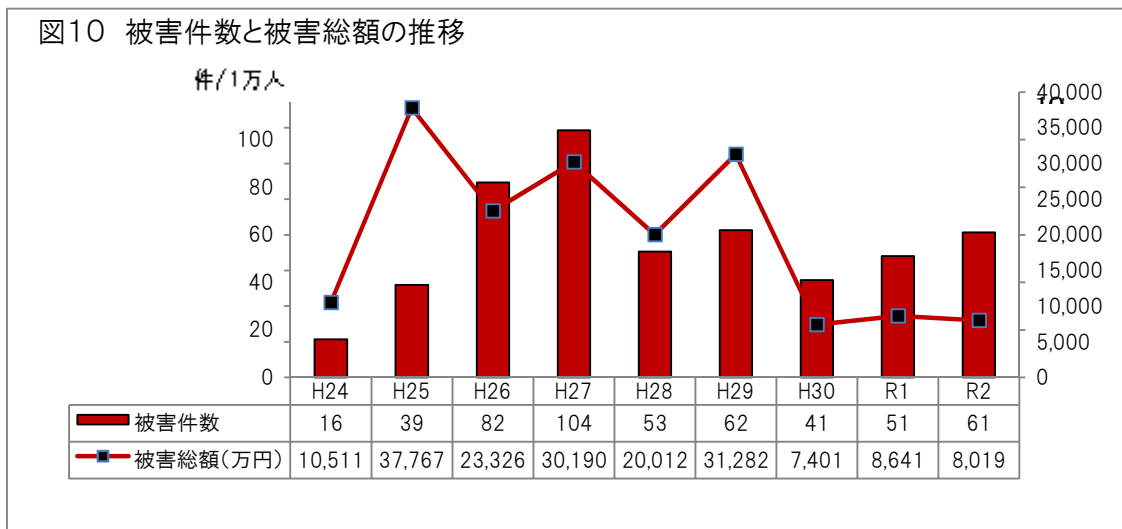
特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。)の総称をいいます。

これまでオレオレ詐欺など8類型に分類されていましたが、令和2年1月1日から特殊詐欺の手口は、「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金等詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型に分類されています。

2 特殊詐欺の状況

(1) 発生の推移

本市における特殊詐欺の発生は、平成27年に100件を超える被害件数となって以降は減少し、過去5年間は40～60件台で推移します。令和2年には被害件数が前年度より10件増加しましたが、被害額は約600万円減少しました。



(2) 手口別被害状況

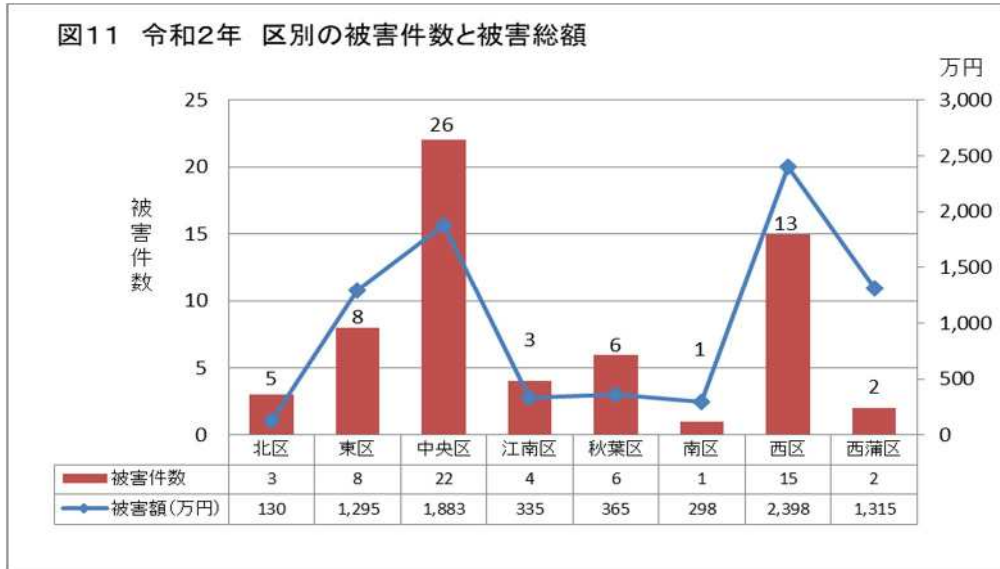
令和2年中の特殊詐欺被害を手口別で見ると、オレオレ詐欺と預貯金詐欺、架空料金請求詐欺の3手口で被害件数の9割以上を占めています。

	令和2年		令和元年		増減数	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	61	8,019	51	8,641	10	-622
オレオレ	11	1,988	32	3,923	-21	-1,935
預貯金	32	3,075			32	3,075
架空料金請求	12	2,352	16	4,596	-4	-2,244
還付金	0	0	2	100	-2	-100
融資保証金	1	298	1	22	0	276
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	1	6	0	0	1	6
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	4	300			4	300

【被害額単位：万円（端数は四捨五入したため、合計額と内訳が整合しない場合があります）】

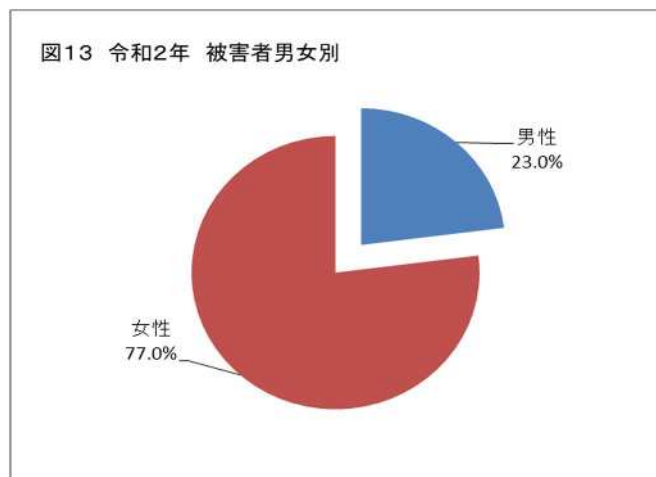
(3) 区別被害状況

令和2年中の特殊詐欺被害を区別で見ると、中央区及び西区が被害件数、被害額ともに高い割合を示しています。



(4) 被害者の年代別・男女別の割合

令和2年中に発生した特殊詐欺の被害者を年代別と男女別で見ると、年代別では、80歳以上の被害割合が最も高く約6割を占めており、男女別では、女性の被害割合が約8割と高くなっています。



第8 薬物犯罪の状況

1 薬物犯罪とは

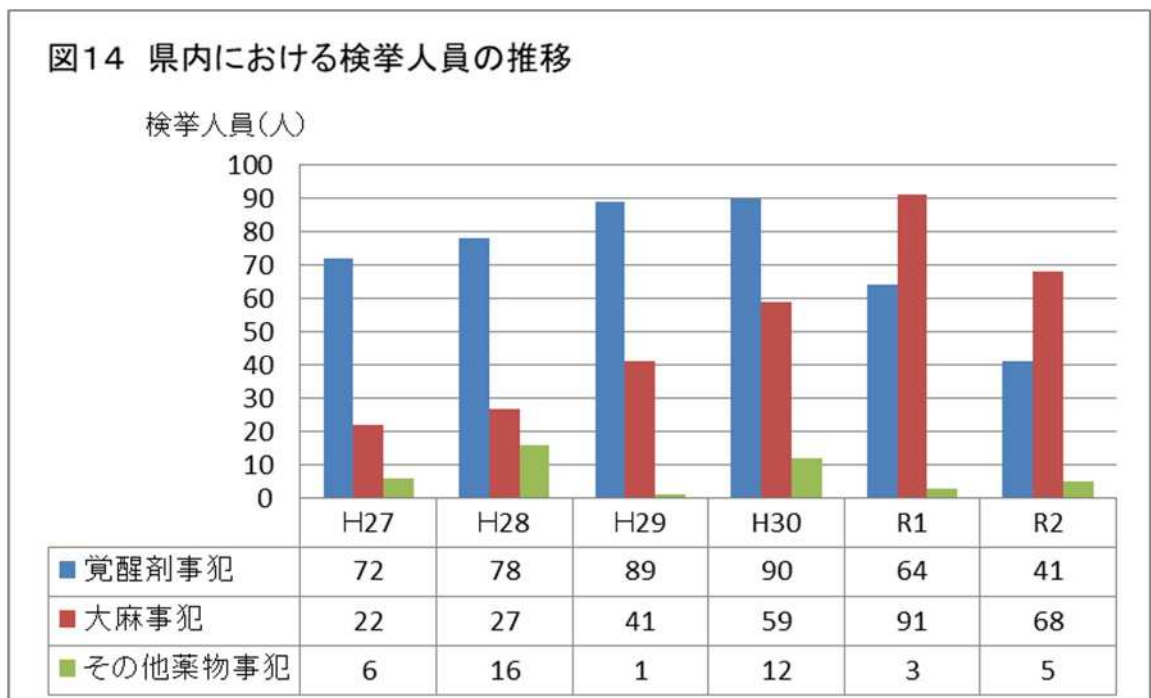
麻薬や覚醒剤等の危険・有害な薬物を乱用したり、それらの輸入・販売等をする犯罪を言います。

薬物には依存性や習慣性があり、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

2 薬物犯罪の検挙状況

・ 検挙人員の推移

県内における薬物犯罪の検挙人員は、覚醒剤及び大麻での検挙が大多数を占めており、特に大麻取締法による検挙人員が年々増加しています。



第9 ネット上における犯罪

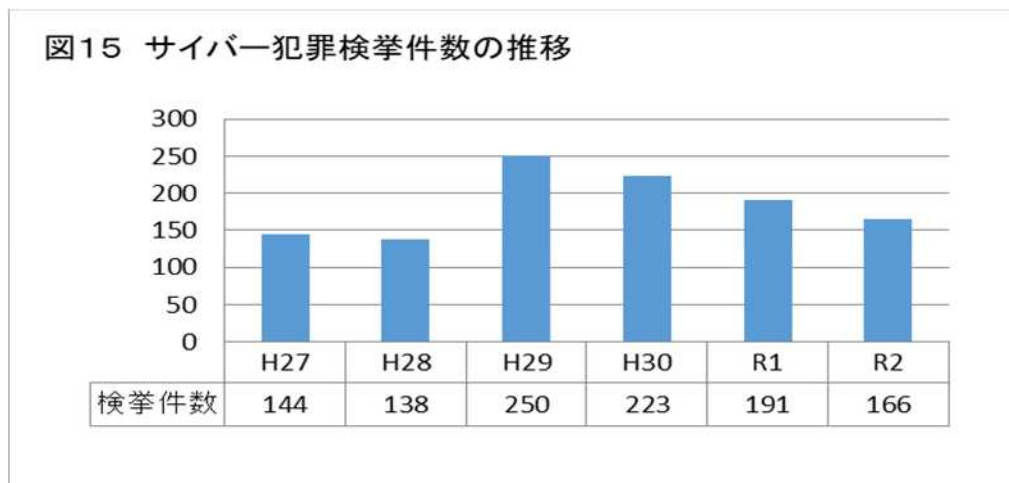
1 サイバー犯罪とは

サイバー犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪の総称で、主にインターネットなどのコンピュータネットワークを利用して行われるものを指します。サイバー犯罪には以下の3つの類型があります。

- ・コンピュータ・電磁的記録対象犯罪
～企業等のサイトに短時間に大量のデータを送信し、サイトのサービス運用を一時的に停止させたなど
- ・ネットワーク利用犯罪
～だまして金を得る目的でネットオークションに出品し、落札者から金を振り込ませ商品を配送することなく音信不通になったなど
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反
～他人のID・パスワードを無断で使用して、サービス元のコンピュータに保存されたメールの内容を覗き見たなど

2 サイバー犯罪の検挙状況

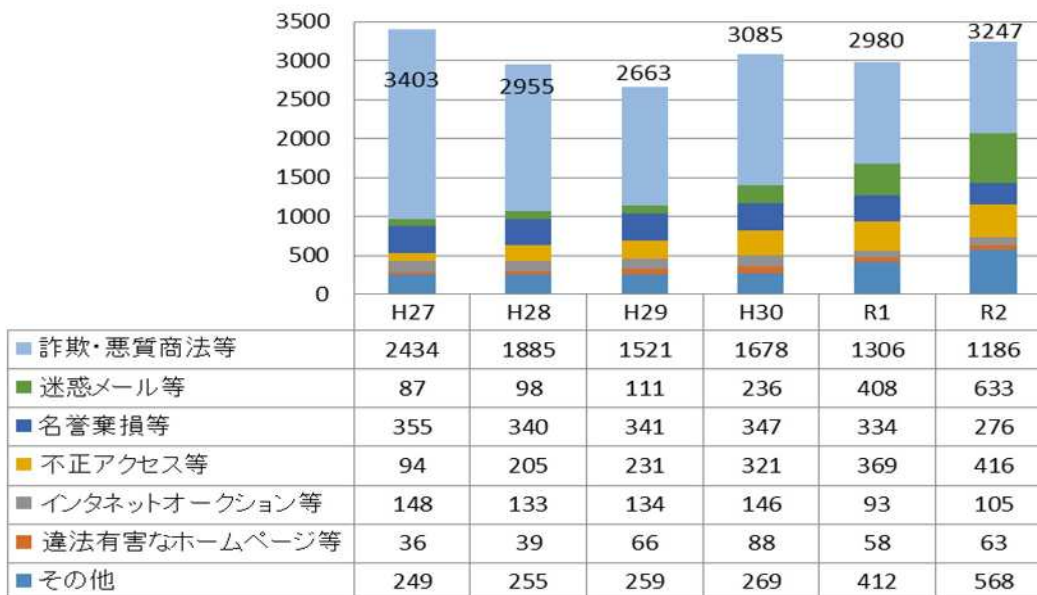
県内におけるサイバー犯罪の検挙件数は、平成29年及び平成30年は200件台で推移していましたが、平成29年をピークに減少し、令和2年は前年と比較すると25件減少し、166件でした。



3 サイバー犯罪に係る相談

県内におけるサイバー犯罪の相談件数は、平成27年以降3,000件前後で推移しており、令和2年は前年に比較すると267件増加し、3,247件でした。

図16 サイバー犯罪に係る相談件数



4 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の推移

青少年がパソコンや携帯電話などのインターネットを利用することで、様々な犯罪やトラブルに巻き込まれることがあります。

平成25年以降の県内の被害児童数をみると年々増加しており、出会い系サイト^{※5}に起因する事犯は少なく、平成30年以降は全てSNS等コミュニティサイト^{※6}に起因する事犯となっています。

※5 出会い系サイト～主に異性交際の出会いの場として提供されているインターネット上のサイト

※6 コミュニティサイト～共通の趣味・話題・関心事・目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上のサイト

図17 被害児童数の推移



第10 少年非行の状況

1 少年の検挙・補導人員

本市を管轄する9警察署の少年の検挙・補導人員の総数^{※7}は、減少傾向にあります。

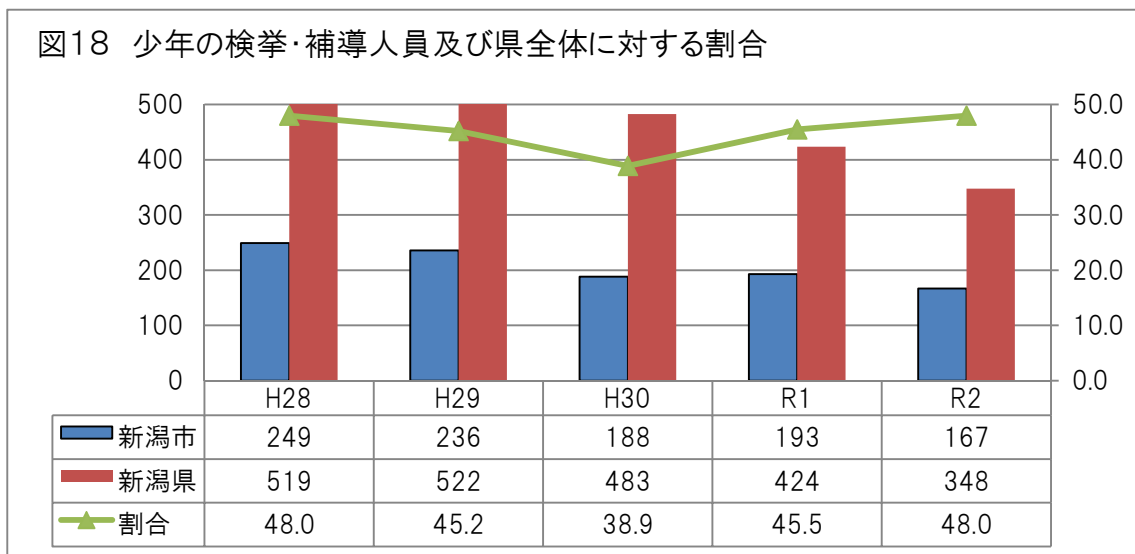
また県全体に対する本市の割合は、約半数を占めています。

※7 少年の検挙・補導人員の総数～刑法犯，特別法犯で検挙した犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の者)と補導した触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者)の合計を示したもので、新潟北警察署管内の聖籠町の一部及び西蒲警察署管内の弥彦村の数値を含む。

本市9警察署管内における少年の検挙・補導人員

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
新潟北	22	18	18	21	12
新潟東	—	7	28	32	13
新潟	92	98	50	37	38
新潟中央	20	7	8	20	19
江南	42	34	15	14	9
秋葉	13	8	20	13	12
新潟南	9	9	7	8	2
新潟西	38	45	28	43	51
西蒲	13	10	14	5	11
合計	249	236	188	193	167

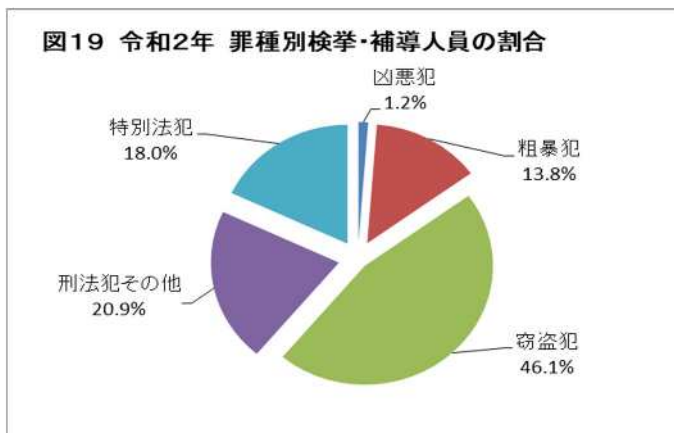
図18 少年の検挙・補導人員及び県全体に対する割合



2 少年の罪種別検挙・補導人員

令和2年中の少年の罪種別検挙・補導人員をみると、窃盗犯の割合が42.2%と最も高い割合を占めています。

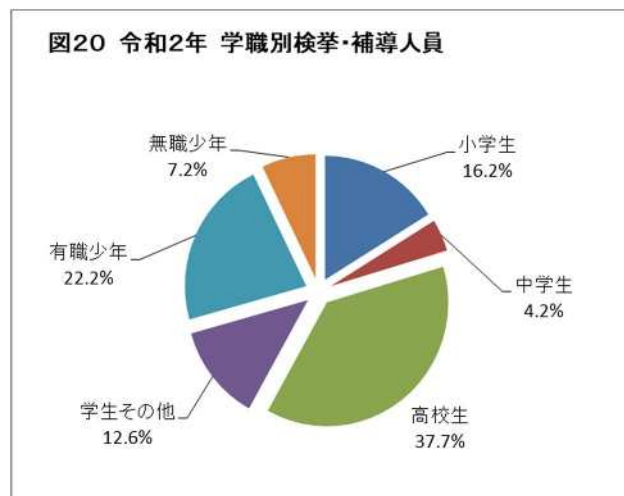
刑法犯					小計	特別法犯 (軽犯罪法、 銃刀法など)	合計
凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	万引き その他	その他			
2	23	77	43	35	137	30	167



3 少年の学職別検挙・補導人員

令和2年中の少年の学職別検挙・補導人員をみると、高校生が63人(37.7%)と最も多く、次いで有職少年の37人(22.2%)となっています。

小学生以下	中学生	高校生	学生その他	有職	無職	計
27	7	63	21	37	12	167



※2 別表 罪種別別表

包括罪種	罪種
凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等
粗暴犯	凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝
窃盗犯	窃盗
知能犯	詐欺・横領・偽造・汚職・背任など
風俗犯	賭博・強制わいせつ・公然わいせつ
その他	上記以外の罪(占有離脱物横領・住居侵入・公務執行妨害・器物損壊など)

第3章 各区における犯罪の現状

第1 新潟市の人口・高齢化率

1 新潟市の人口

令和2年末現在で、784,774人であり、中央区、東区、西区で約6割を占めています。

2 新潟市の高齢化率

令和2年末現在の、65歳以上の高齢者数は232,539人であり、新潟市の高齢化率は、29.6%となっています。

北区、秋葉区、南区、西蒲区では、新潟市全体の高齢化率を上回っており、それぞれ30%を超えています。特に、西蒲区は3人に1人以上が高齢者となっています。

新潟市の人口，高齢化率

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	新潟市
男	35,832	65,528	82,844	33,363	36,836	21,451	75,126	27,038	378,018
女	37,406	70,277	91,663	35,174	39,732	22,683	81,087	28,734	406,756
合計	73,238	135,805	174,507	68,537	76,568	44,134	156,213	55,772	784,774
19歳以下	11,967	22,041	27,135	11,982	12,851	6,986	26,653	8,204	127,819
65歳以上	23,045	39,568	47,062	20,245	24,271	13,370	46,158	18,820	232,539
高齢化率	31.5%	29.1%	27.0%	29.5%	31.7%	30.3%	29.5%	33.7%	29.6%

令和2年12月31日現在

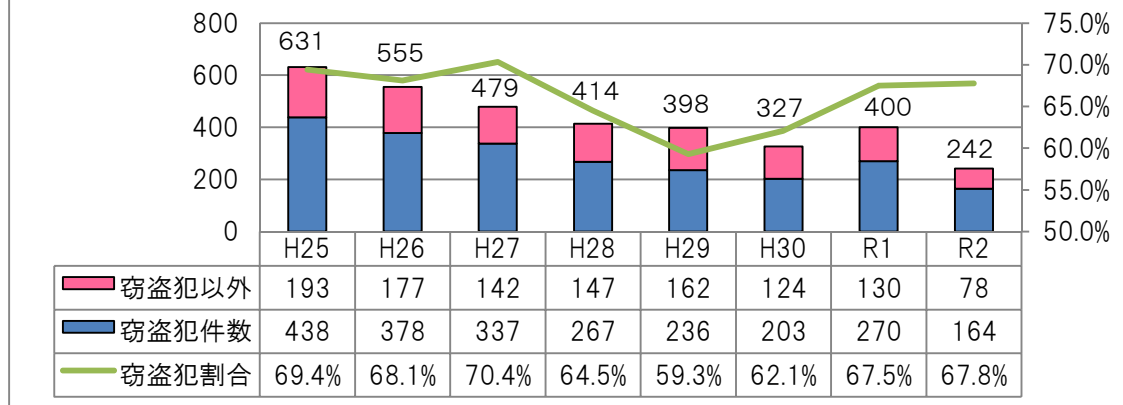
第2 北区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の北区における刑法犯認知件数は、年々減少しています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、平成27年は約7割で、その後約6割まで減少傾向で推移しましたが、平成30年以降は増加傾向に転じています。

図21 北区における刑法犯認知件数の推移



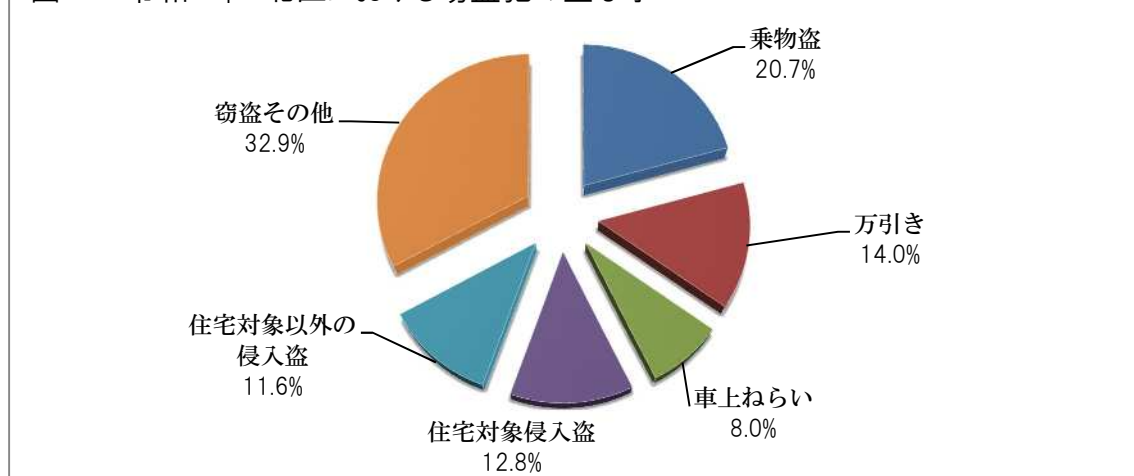
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(164件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・34件
- ・万引き・・・23件
- ・車上ねらい・・・13件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・21件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・19件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・54件

となっています。

図22 令和2年 北区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、空き巣被害の無施錠率が年々上がっており、令和2年中の住宅対象侵入盗の9割以上が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	14	13	92.9%	6	6	100.0%	1	0	0.0%
令和元年	8	5	62.5%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
平成30年	26	13	50.0%	3	2	66.7%	0	0	-

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、自動車盗、オートバイ盗は年によって変動が大きい一方、自転車盗は8割台が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	1	0	0.0%	0	0	-	33	28	84.8%
令和元年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	59	54	91.5%
平成30年	2	0	0.0%	1	1	100.0%	48	42	87.5%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、年により増減はありますが令和2年中は4割以下でした。

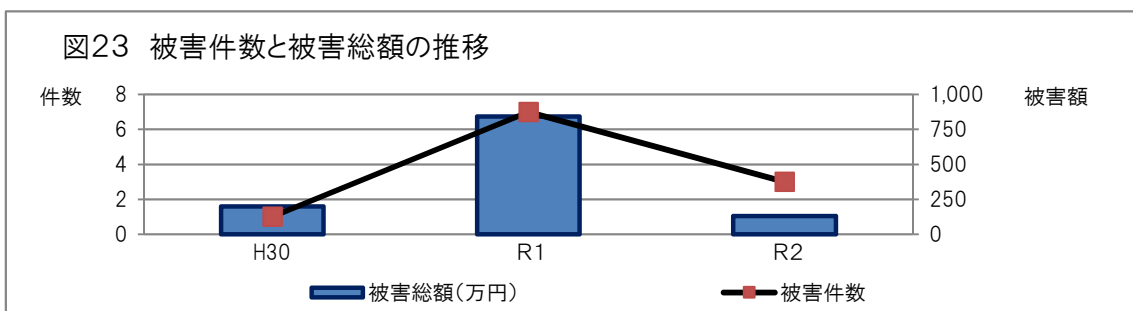
	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	13	5	38.5%
令和元年	19	10	52.6%
平成30年	16	7	43.8%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、3件発生し、被害額は130万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	1	200	7	842	3	130
オレオレ	1	200	3	332	1	50
預貯金					1	50
架空料金請求	0	0	4	510	1	30
融資保証金	0	0	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					0	0

被害額単位：万円（以下切り捨て数値）

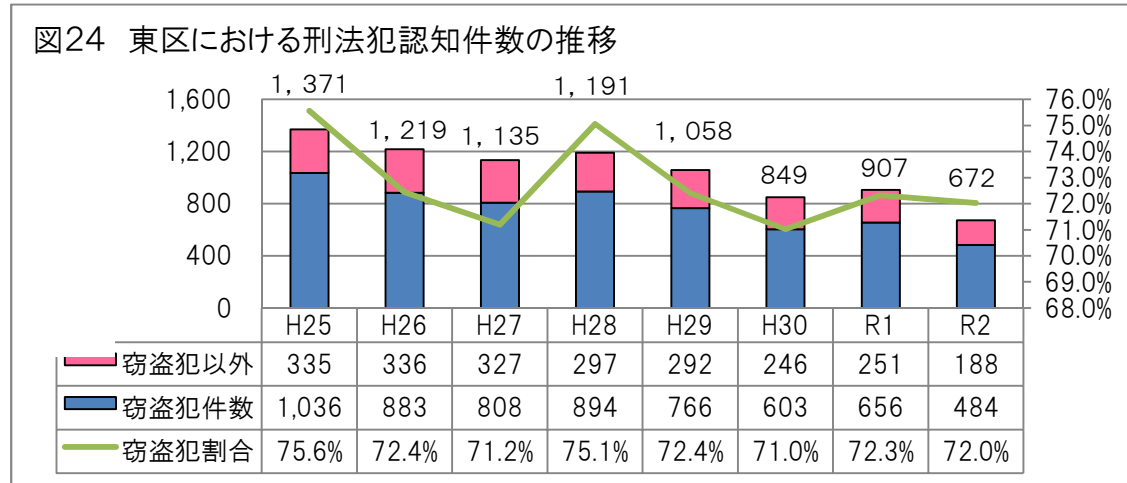


第3 東区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の東区における刑法犯認知件数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあります。特に、新潟東警察署が開署された翌年(平成30年)からは、1,000件を大きく下回っています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台で推移しています。

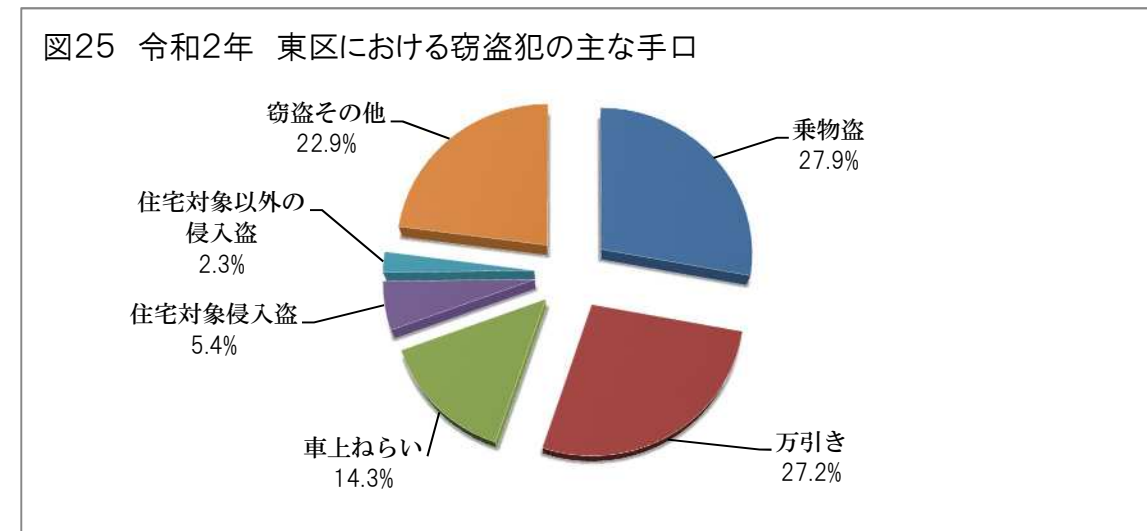


2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(484件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・135件
- ・万引き・・・132件
- ・車上ねらい・・・69件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・26件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・11件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・111件

となっています。



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、全体の6割以上が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	21	15	71.4%	2	2	100.0%	3	3	100.0%
令和元年	18	9	50.0%	6	6	100.0%	0	0	-
平成30年	32	19	59.4%	7	6	85.7%	1	1	100.0%

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、全体の7割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	3	2	66.7%	0	0	-	132	100	75.8%
令和元年	0	0	-	0	0	-	171	138	80.7%
平成30年	0	0	-	1	1	100.0%	145	108	74.5%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、平成30年は無施錠率が半数以下でしたが、令和元年以降は7割以上が無施錠で被害に遭っています。

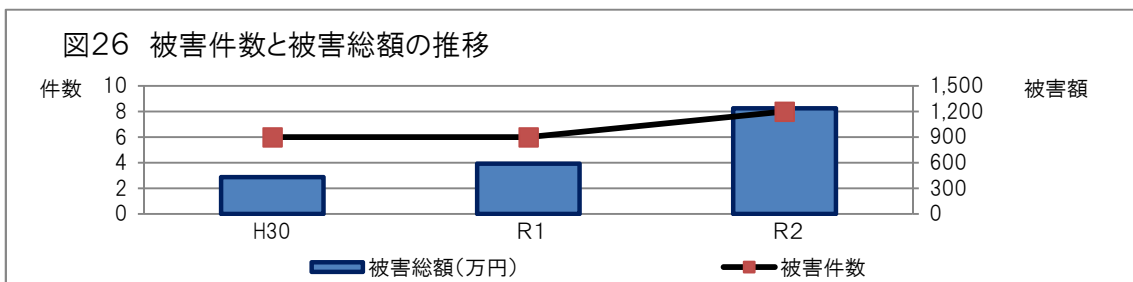
	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	69	53	76.8%
令和元年	92	71	77.2%
平成30年	72	35	48.6%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、8件発生し、被害額は約1,238万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	6	431	6	589	8	1,238
オレオレ	1	0	5	583	1	900
預貯金					5	244
架空料金請求	4	415	1	6	0	0
融資保証金	1	16	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					2	94

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)

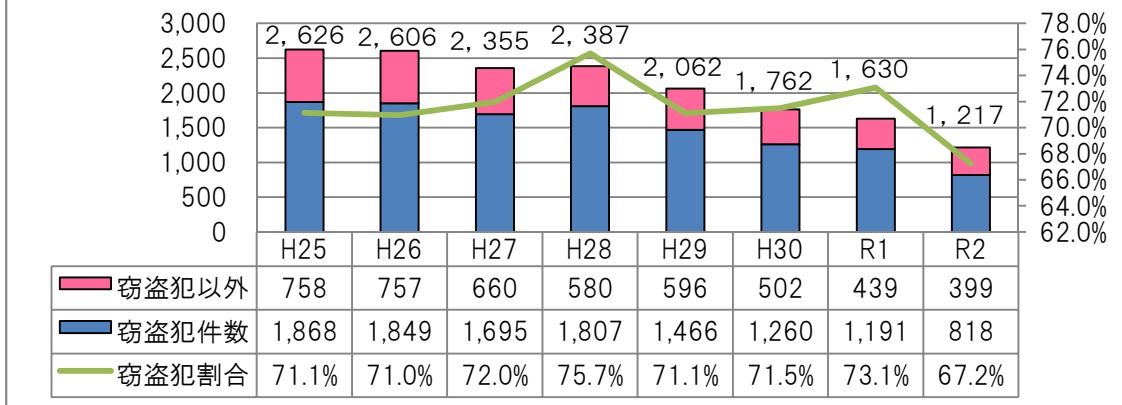


第4 中央区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の中央区における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。
 刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、約7割で推移しています。

図27 中央区における刑法犯認知件数の推移



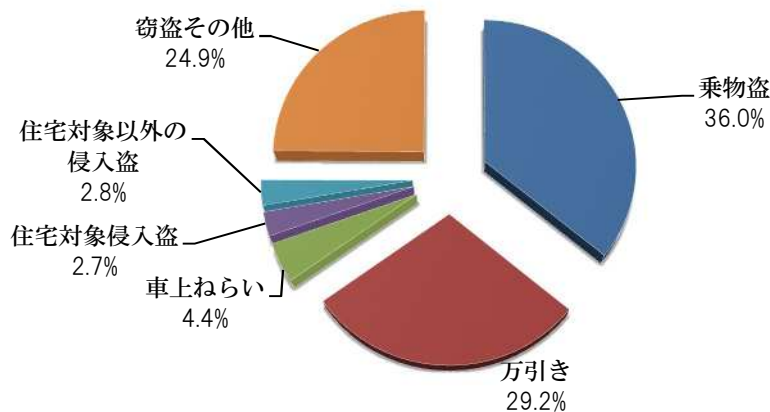
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(818件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・294件
- ・万引き・・・239件
- ・車上ねらい・・・36件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・22件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・23件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・204件

となっています。

図28 令和2年 中央区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、約8割以上が無施錠で被害に遭っています。

	空 き 巣			忍 込 み			居 空 き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	19	15	78.9%	7	7	100.0%	1	1	100.0%
令和元年	14	9	64.3%	38	37	97.4%	0	0	-
平成30年	57	44	77.2%	2	2	100.0%	1	1	100.0%

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、いずれも6割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自 動 車 盗			オ ー ト バ イ 盗			自 転 車 盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	2	0	0.0%	2	1	50.0%	290	177	61.0%
令和元年	5	2	40.0%	5	3	60.0%	409	249	60.9%
平成30年	4	1	25.0%	4	3	75.0%	393	243	61.8%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、上下動しながらも令和2年中は約9割が無施錠で被害に遭っています。

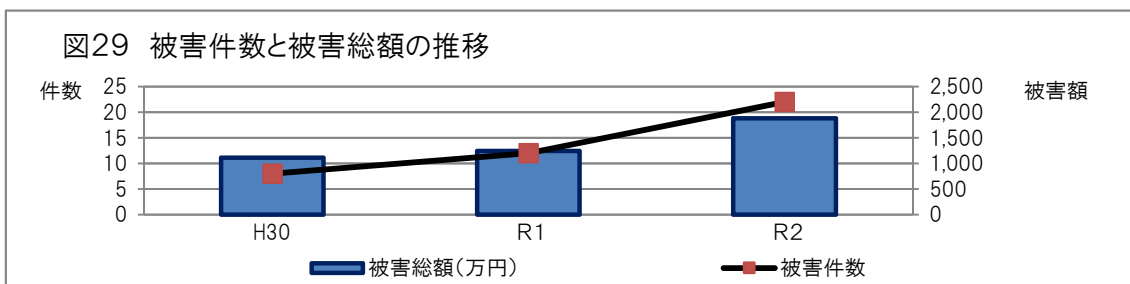
	車 上 ね ら い		
	認知件数		
	施錠無	無施錠率	
令和2年	36	32	88.9%
令和元年	61	56	91.8%
平成30年	62	35	56.5%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、22件発生し、被害額は約1,883万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特 殊 詐 欺	8	1,115	12	1,244	22	1,883
オレオレ	4	914	7	674	5	230
預貯金					14	1,537
架空料金請求	2	129	4	549	2	110
融資保証金	1	23	1	21	0	0
還付金	1	49	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	1	6
交際あつせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					0	0

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)

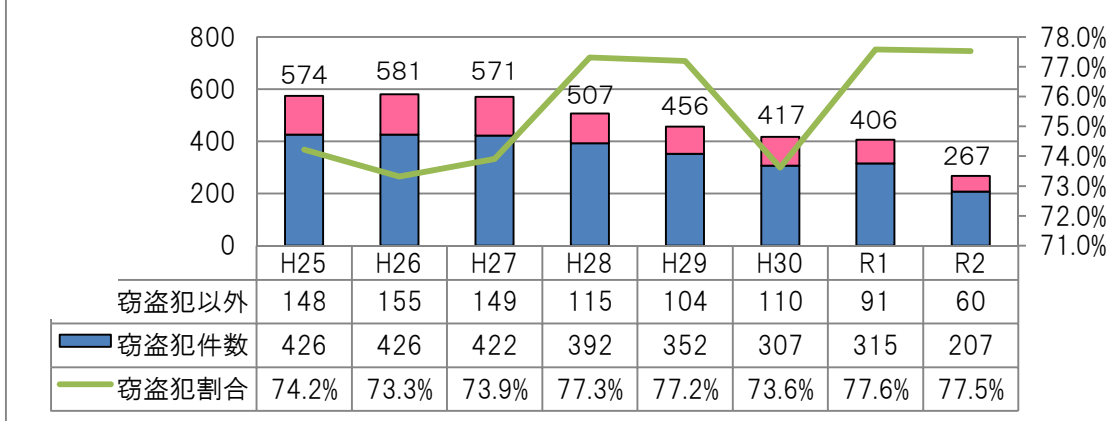


第5 江南区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の江南区における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。
 刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台で推移しています。

図30 江南区における刑法犯認知件数の推移



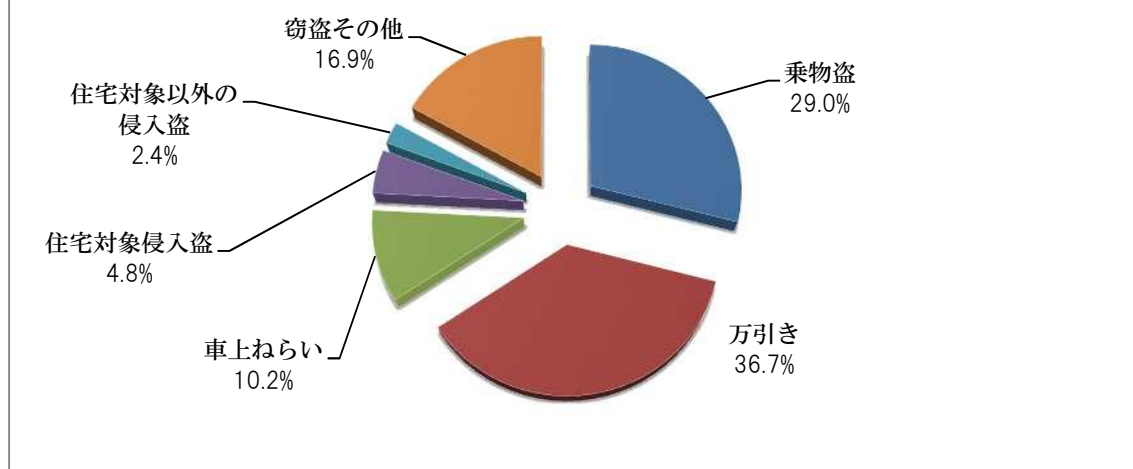
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(207件)を手口別で見ると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・60件
- ・万引き・・・76件
- ・車上ねらい・・・21件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・10件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・5件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・35件

となっています。

図31 平成29年 江南区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、認知件数は減少しているもののすべての忍込み被害が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	1	0	0.0%	9	9	100.0%	0	0	-
令和元年	3	2	66.7%	11	11	100.0%	1	1	100.0%
平成30年	11	8	72.7%	3	3	100.0%	1	1	100.0%

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、年によって増減はありますが多い時で自転車盗の8割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	0	0	-	0	0	-	60	50	83.3%
令和元年	2	1	50.0%	1	0	0.0%	62	43	69.4%
平成30年	0	0	-	0	0	-	75	61	81.3%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、令和元年以降は8割以上が無施錠で被害に遭っています。

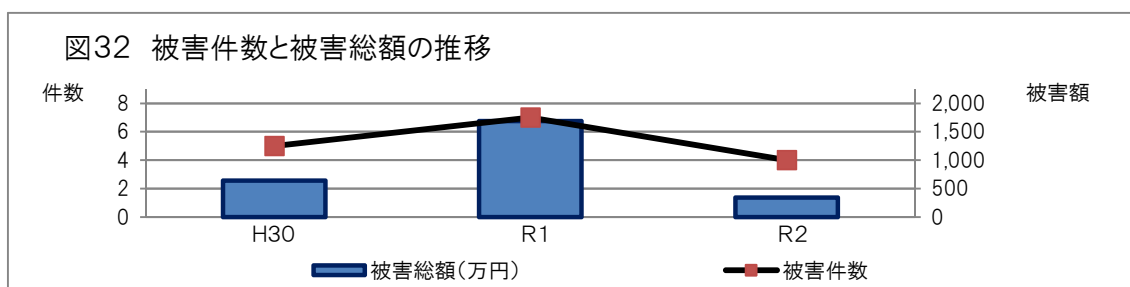
	車上ねらい		
	認知件数		
	施錠無	無施錠率	
令和2年	21	17	81.0%
令和元年	39	34	87.2%
平成30年	14	9	64.3%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、4件発生し、被害額は約344万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	5	641	7	1,689	4	344
オレオレ	2	500	6	1,248	1	200
預貯金					2	134
架空料金請求	1	30	1	441	1	10
融資保証金	2	111	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					0	0

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)



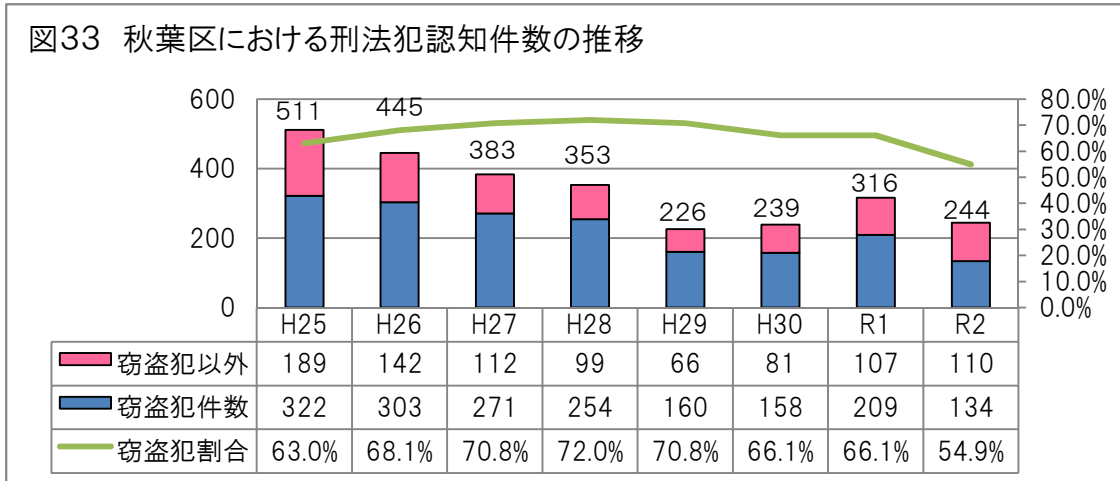
第6 秋葉区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の秋葉区における刑法犯認知件数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあります。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割前後で推移しましたが、令和2年は5割台に減少しました。

図33 秋葉区における刑法犯認知件数の推移



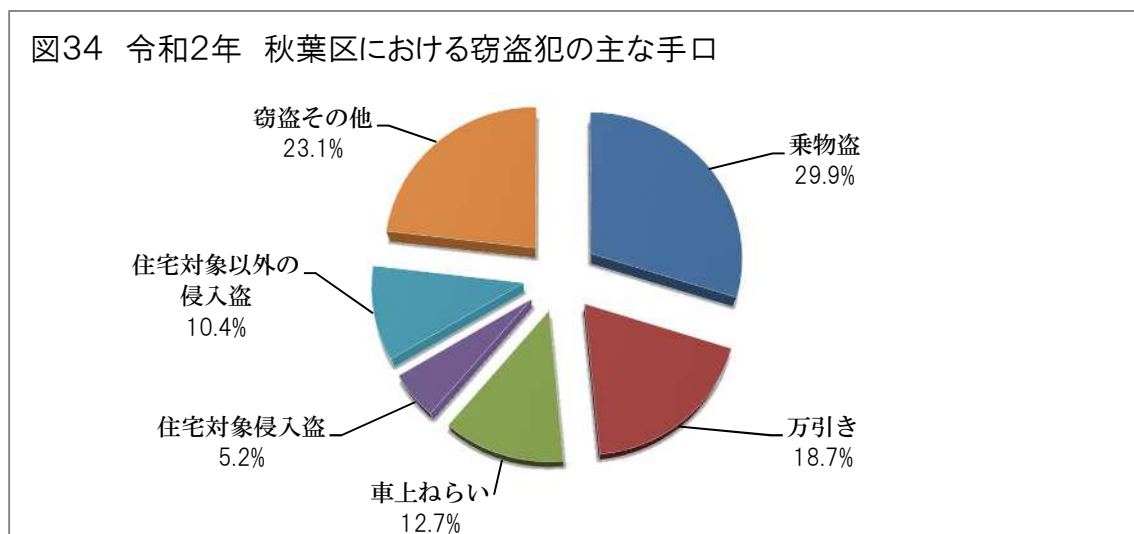
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(134件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・40件
- ・万引き・・・25件
- ・車上ねらい・・・17件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・7件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・14件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・31件

となっています。

図34 令和2年 秋葉区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、いずれの年も7割以上が無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	1	0	0.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%
令和元年	10	7	70.0%	22	18	81.8%	1	1	100.0%
平成30年	2	0	0.0%	3	3	100.0%	0	0	-

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗は年によって増減はありますが7割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	1	1	100.0%	0	0	-	39	30	76.9%
令和元年	0	0	-	3	1	33.3%	44	37	84.1%
平成30年	0	0	-	2	1	50.0%	56	41	73.2%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、いずれの年も5割前後で推移しています。

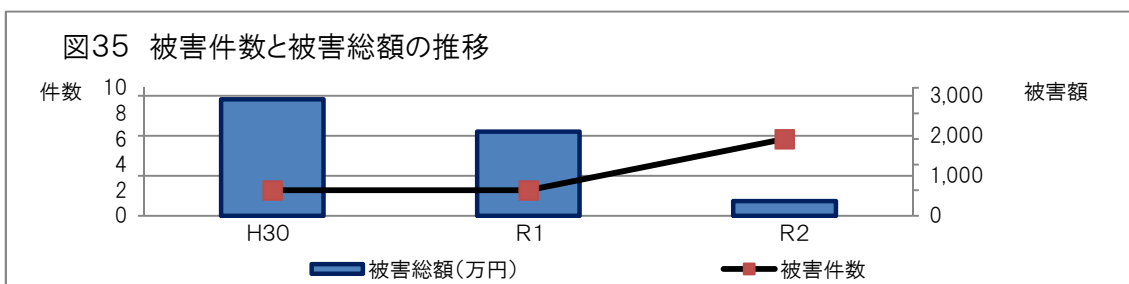
	車上ねらい		
	認知件数	施錠無	無施錠率
令和2年	17	10	58.8%
令和元年	30	14	46.7%
平成30年	13	7	53.8%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、6件発生し、被害額は約365万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	9	2,910	4	2,105	6	365
オレオレ	2	50	2	261	0	0
預貯金					2	209
架空料金請求	7	2,860	2	1,844	3	106
融資保証金	0	0	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					1	50

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)



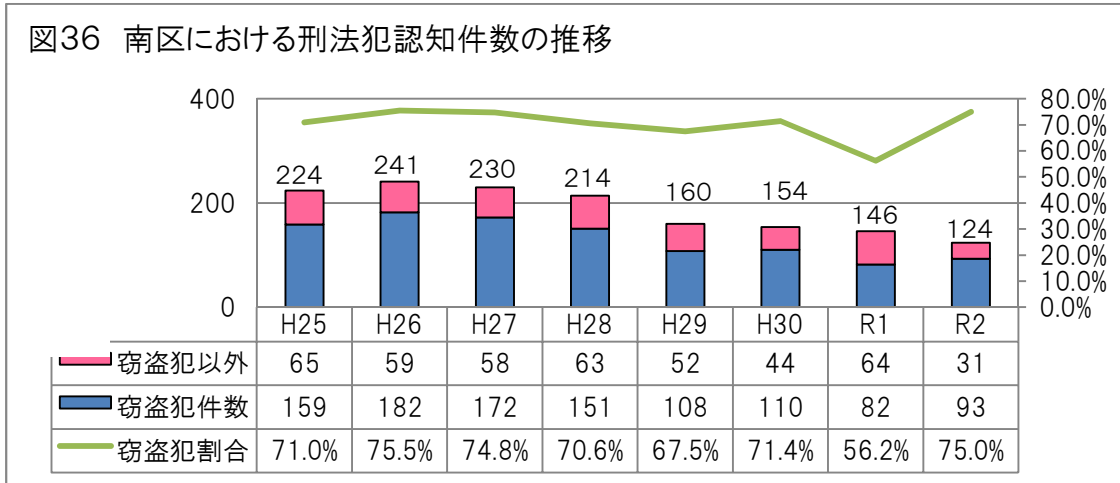
第7 南区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の南区における刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、約7割前後で推移しています。

図36 南区における刑法犯認知件数の推移



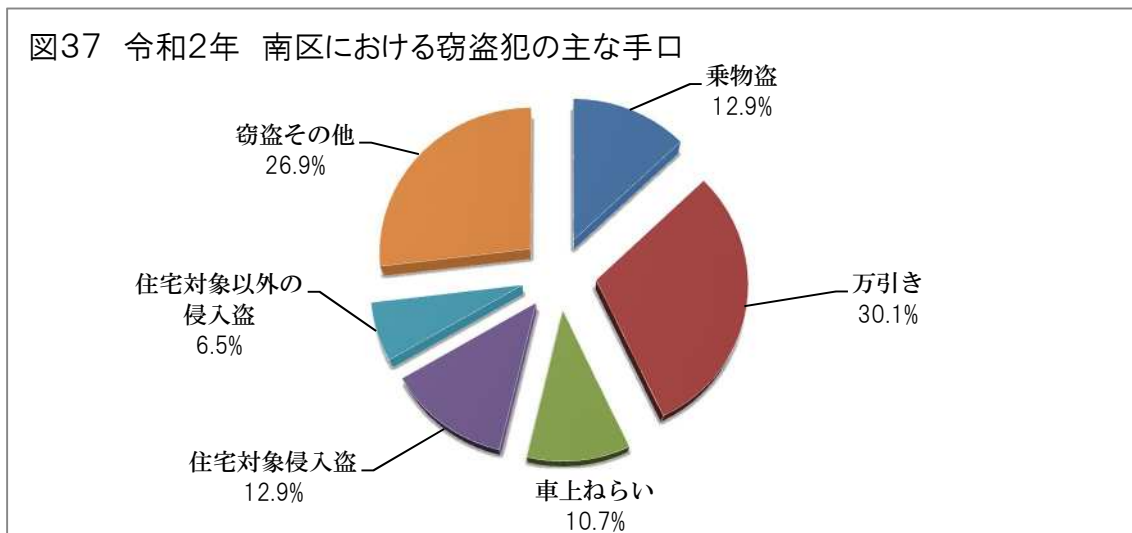
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(93件)を手口別で見ると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・12件
- ・万引き・・・28件
- ・車上ねらい・・・10件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・12件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・6件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・25件

となっています。

図37 令和2年 南区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、令和元年の空き巣2件を除き、他の被害は全てが無施錠で被害に遭っています。

	空き巣			忍込み			居空き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	4	4	100.0%	8	8	100.0%	0	0	-
令和元年	4	2	50.0%	6	6	100.0%	0	0	-
平成30年	0	0	-	13	13	100.0%	0	0	-

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、自動車盗を除き、いずれも8割以上が無施錠で被害に遭っています。

	自動車盗			オートバイ盗			自転車盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	1	0	0.0%	0	0	-	11	9	81.8%
令和元年	1	0	0.0%	0	0	-	7	6	85.7%
平成30年	1	0	0.0%	3	3	100.0%	6	6	100.0%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらい被害の無施錠率をみると、4割台から6割台と、年によって率に大きな違いが見られます。

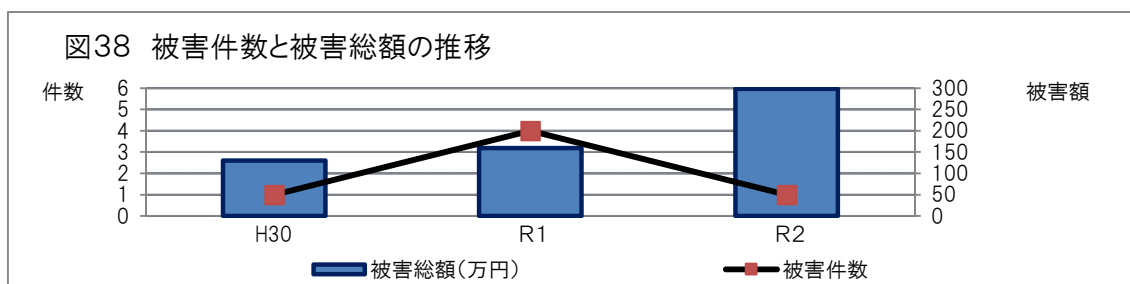
	車上ねらい		
	認知件数		
	施錠無	無施錠率	
令和2年	10	4	40.0%
令和元年	11	7	63.6%
平成30年	15	6	40.0%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、1件発生し、被害額は約298万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特殊詐欺	1	130	4	159	1	298
オレオレ	0	0	0	0	0	0
預貯金	0	0	0	0	0	0
架空料金請求	1	130	2	60	0	0
融資保証金	0	0	0	0	1	298
還付金	0	0	2	99	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0	0	0	0	0

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)

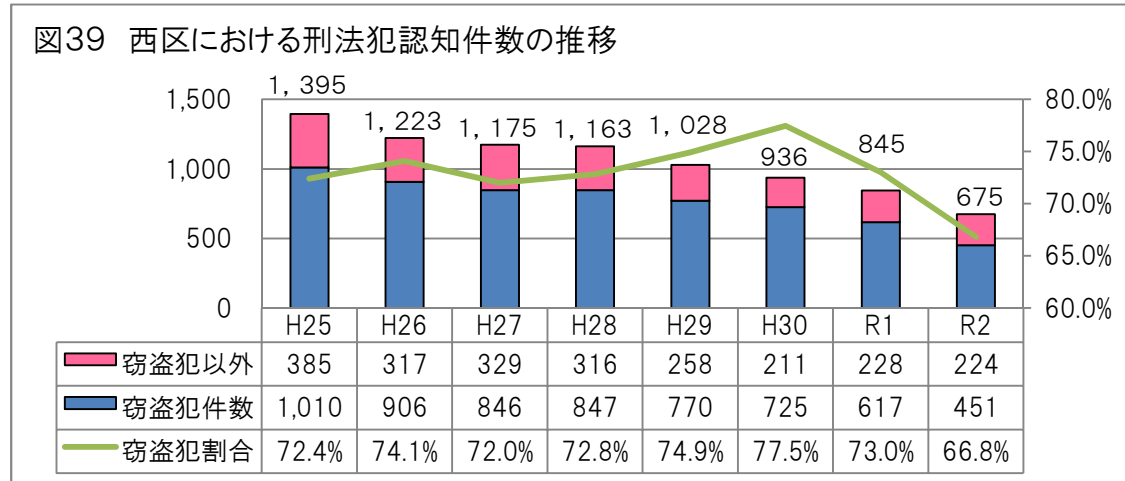


第8 西区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の西区における刑法犯認知件数は、年々減少しています。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台前後で推移しています。

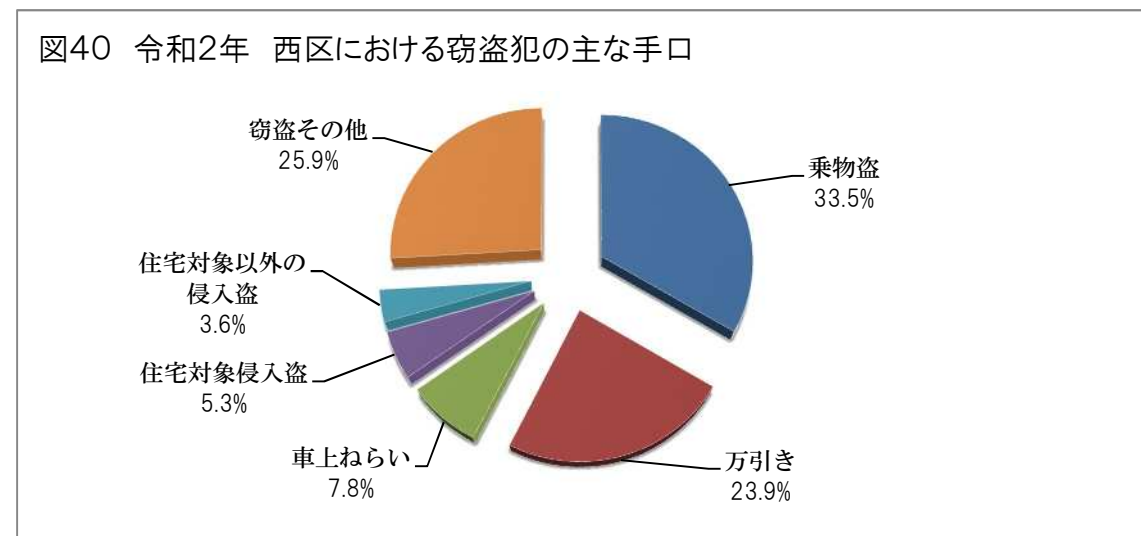


2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(451件)を手口別でみると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・151件
- ・万引き・・・108件
- ・車上ねらい・・・35件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・24件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・16件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・117件

となっています。



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、被害の7割以上、居空きにあっては全てが無施錠で被害に遭っています。

	空 き 巢			忍 込 み			居 空 き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	14	11	78.6%	9	9	100.0%	1	1	100.0%
令和元年	24	15	62.5%	6	6	100.0%	2	2	100.0%
平成30年	26	22	84.6%	11	9	81.8%	2	2	100.0%

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、自転車盗の約7割が無施錠で被害に遭っています。

	自 動 車 盗			オ ー ト バ イ 盗			自 転 車 盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	2	2	100.0%	2	1	50.0%	147	101	68.7%
令和元年	3	0	0.0%	1	1	100.0%	190	146	76.8%
平成30年	0	0	-	7	3	42.9%	206	160	77.7%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、年々上昇し、令和2年は8割が無施錠で被害に遭っています。

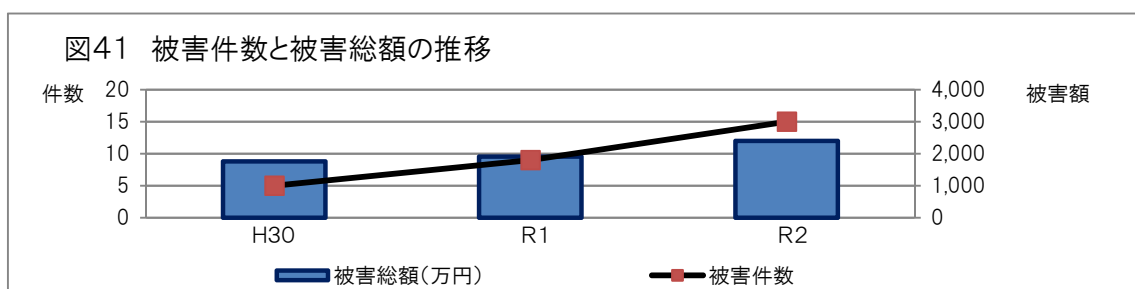
	車 上 ね ら い		
	認知件数		
	施錠無	無施錠率	
令和2年	35	28	80.0%
令和元年	42	28	66.7%
平成30年	45	18	40.0%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、15件発生し、被害額は約2,397万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特 殊 詐 欺	5	1,763	9	1,908	15	2,397
オレオレ	3	629	8	803	3	608
預貯金					7	699
架空料金請求	2	1,134	1	1,105	4	990
融資保証金	0	0	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					1	100

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)



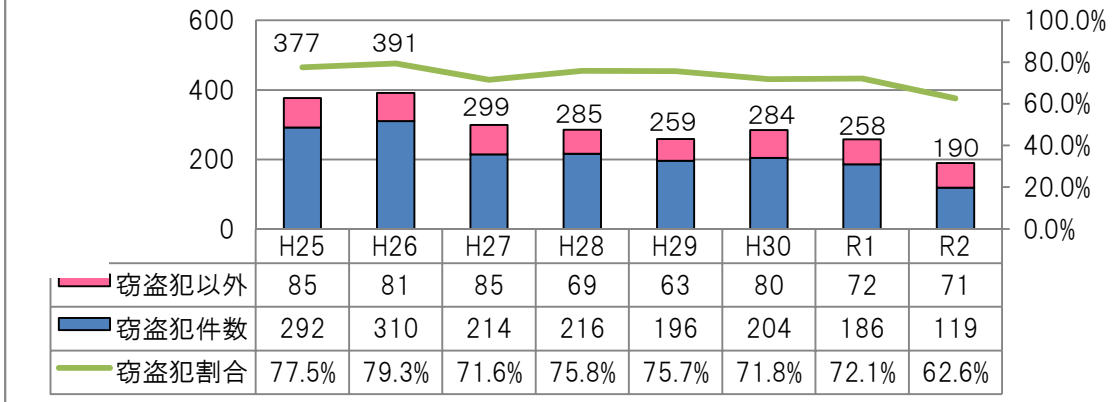
第9 西蒲区における犯罪発生状況

1 刑法犯認知件数

平成25年以降の西蒲区における刑法犯認知件数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあります。

刑法犯認知件数のうち窃盗犯件数の占める割合は、7割台前後で推移しています。

図42 西蒲区における刑法犯認知件数の推移



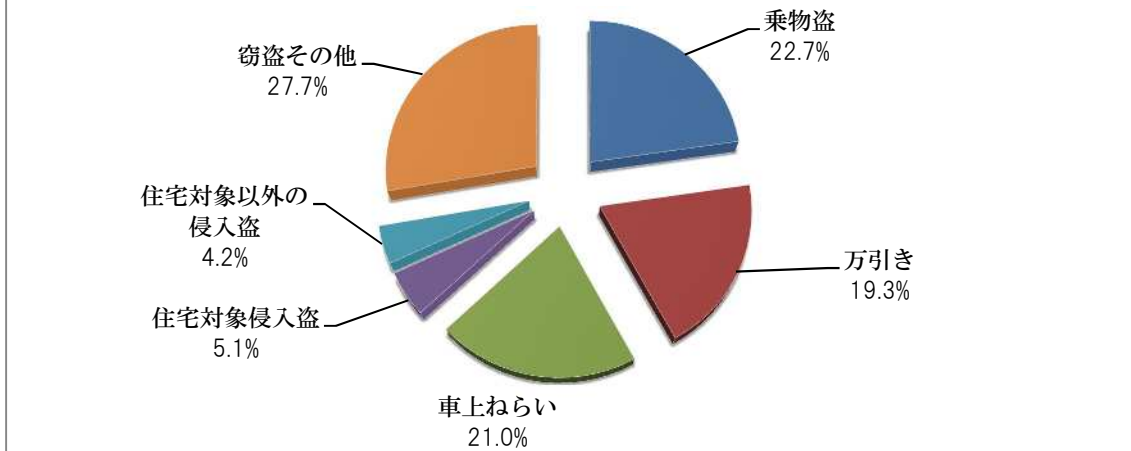
2 窃盗犯の主な手口

令和2年中の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯(119件)を手口別で見ると、

- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)・・・27件
- ・万引き・・・23件
- ・車上ねらい・・・25件
- ・住宅対象侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)・・・6件
- ・住宅対象以外の侵入盗(事務所荒しなど)・・・5件
- ・窃盗その他(すり・ひったくりなど、上記以外の非侵入窃盗)・・・33件

となっています。

図43 令和2年 西蒲区における窃盗犯の主な手口



3 施錠の状況

(1) 住宅対象侵入盗の施錠状況

過去3年間の住宅対象侵入盗の無施錠率をみると、平成30年の空き巣6件を除き、すべてが無施錠で被害に遭っています。

	空 き 巣			忍 込 み			居 空 き		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	0	0	-	6	6	100.0%	0	0	-
令和元年	3	3	100.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%
平成30年	6	0	0.0%	10	10	100.0%	0	0	-

(2) 乗物盗の施錠状況

過去3年間の乗物盗の無施錠率をみると、令和元年以降自動車盗とオートバイ盗の被害はなく、自転車盗は6割から8割台と、年によって率に大きな違いが見られます。

	自 動 車 盗			オ ー ト バ イ 盗			自 転 車 盗		
	認知件数			認知件数			認知件数		
	施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率		施錠無	無施錠率	
令和2年	0	0	-	0	0	-	27	24	88.9%
令和元年	0	0	-	0	0	-	18	11	61.1%
平成30年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	32	28	87.5%

(3) 車上ねらいの施錠状況

過去3年間の車上ねらいの無施錠率をみると、年によって増減はあるものの令和元年以降は半数以上が無施錠で被害に遭っています。

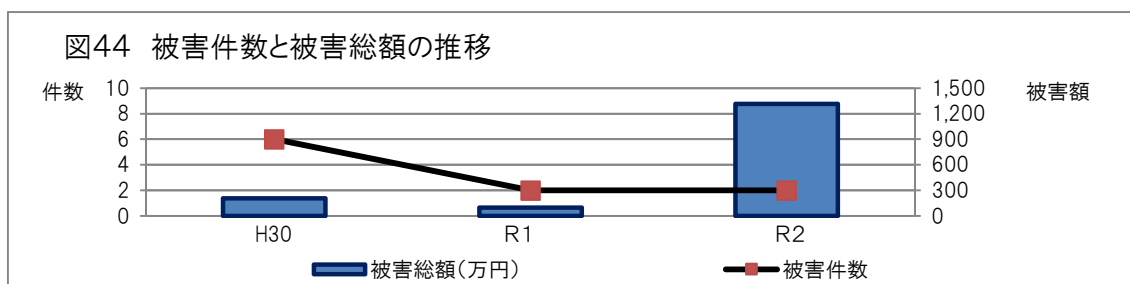
	車 上 ね ら い		
	認知件数		
	施錠無	無施錠率	
令和2年	25	13	52.0%
令和元年	39	22	56.4%
平成30年	61	13	21.3%

4 特殊詐欺の状況

令和2年中の特殊詐欺被害は、2件発生し、被害額は1315万円でした。

	平成30年		令和元年		令和2年	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
特 殊 詐 欺	6	207	2	99	2	1,315
オレオレ	0	0	1	19	0	0
預貯金					1	209
架空料金請求	5	204	1	80	1	1,106
融資保証金	1	3	0	0	0	0
還付金	0	0	0	0	0	0
金融商品	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0
交際あっせん	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗					0	0

被害額単位：万円(以下切り捨て数値)



第4章 重点取り組み事項

第1 全市における取り組み事項

1 特殊詐欺の被害防止対策

発生の多い手口や具体的な事例を踏まえた広報啓発活動の実施

2 侵入盗・乗物盗・車上ねらい被害防止のための鍵かけの徹底活動

各区の特徴や犯罪発生傾向に応じた防犯対策の実施

3 子ども対象事件(事案)防止対策

子どもに対する防犯教育や通学路等の安全対策, 防犯ボランティア団体への各種支援の実施

第2 各区の重点取り組み事項

各区の特徴と犯罪発生傾向から, 区ごとに重点的に取り組む事項を設定します。

1 北区

(1) 特徴

令和2年の刑法犯認知件数のうち, 住宅対象など侵入窃盗の発生件数(1万人当たり)が, 8区中で最も多く, その大半が無施錠によるものとなっている。

条例でセーフティゾーンに指定している東港周辺では, 外国人の経営する中古車業者や短期滞在等で地域との交流を殆どしない外国人もいる。

過去に外国人被害に係る殺人事件等や, 日本の生活様式やルールを理解不足等による地域住民のトラブルが発生していることから, 地域住民からは, 外国人に対する啓発活動や安全パトロールの継続的な実施を求める声が寄せられている。

(2) 重点取り組み事項

- ・侵入盗などの窃盗被害防止対策
- ・セーフティゾーン(新潟東港)における防犯対策

2 東区

(1) 特徴

コミ協・自治会と小学校が連携した子ども安全対策が活発な地域であり, 地域安全マップづくりを積極的に行うなど, 子どもの安全に対する意識が高い。

また, 令和2年には約70件も車上ねらいが発生しており, 1万人当たりの発生件数も8区中で最も多いことから, 施錠について重点的な呼びかけが必要である。

(2) 重点取り組み事項

- ・子どもの安全対策の拡充
- ・車上ねらい被害防止対策

3 中央区

(1) 特徴

人口が最も多いほか、商業施設が集中していることもあり、住宅対象の侵入盗、乗物盗及び万引きなど窃盗犯の認知件数が市内の約3分の1を占める。

新潟駅前・古町地区などの繁華街を中心に区外からも多くの人が集まり、同地区での客引きが散見される。

また、特殊詐欺の発生件数が多い。

(2) 重点取り組み事項

- ・セーフティゾーン(新潟駅前・古町地区繁華街)における防犯対策
- ・特殊詐欺被害防止対策
- ・乗物盗(自動車盗・オートバイ盗・自転車盗)及び万引き被害防止対策

4 江南区

(1) 特徴

年齢別人口における子ども(0歳～14歳)の割合が最も高く、声掛け事案など不審者情報も増加傾向にあることから、子どもを犯罪から守る対策を図る必要がある。

また、特殊詐欺被害が後を絶たず、被害者の多くが高齢者であることから、特殊詐欺被害防止の呼び掛けが必要となる。

(2) 重点取り組み事項

- ・子どもを犯罪から守る安心・安全対策
- ・特殊詐欺被害防止対策

5 秋葉区

(1) 特徴

令和2年中の刑法犯認知件数は前年より減少しているものの、高齢化率が高いことから、無施錠住宅への広報・啓発、特殊詐欺被害防止の呼び掛けが必要となる。

(2) 重点取り組み事項

- ・住宅対象侵入盗被害防止対策
- ・特殊詐欺被害防止対策

6 南区

(1) 特徴

刑法犯認知件数は市内で一番少ないものの、高齢化率の高い地域であり、住宅対象の侵入盗の発生件数(1万人当たり)が高いことから、無施錠世帯への広報、啓発・特殊詐欺被害防止の呼び掛けが必要となる。

(2) 重点取り組み事項

- ・住宅対象侵入盗被害防止対策
- ・特殊詐欺被害防止対策

7 西区

(1) 特徴

人口も多く、特殊詐欺の被害額も大きいことから、特殊詐欺被害防止の呼び掛けが必要となる。

また、越後線沿線の駅利用者も多いことから自転車盗被害も多く発生している。

(2) 重点取り組み事項

- ・特殊詐欺被害防止対策
- ・自転車盗被害防止対策

8 西蒲区

(1) 特徴

刑法犯認知件数は市内で少ない方であるが、高齢化率が最も高い地域であること、また、無施錠住宅等が多いことから、特殊詐欺被害防止及び施錠について重点的に呼び掛ける必要がある。

(2) 重点取り組み事項

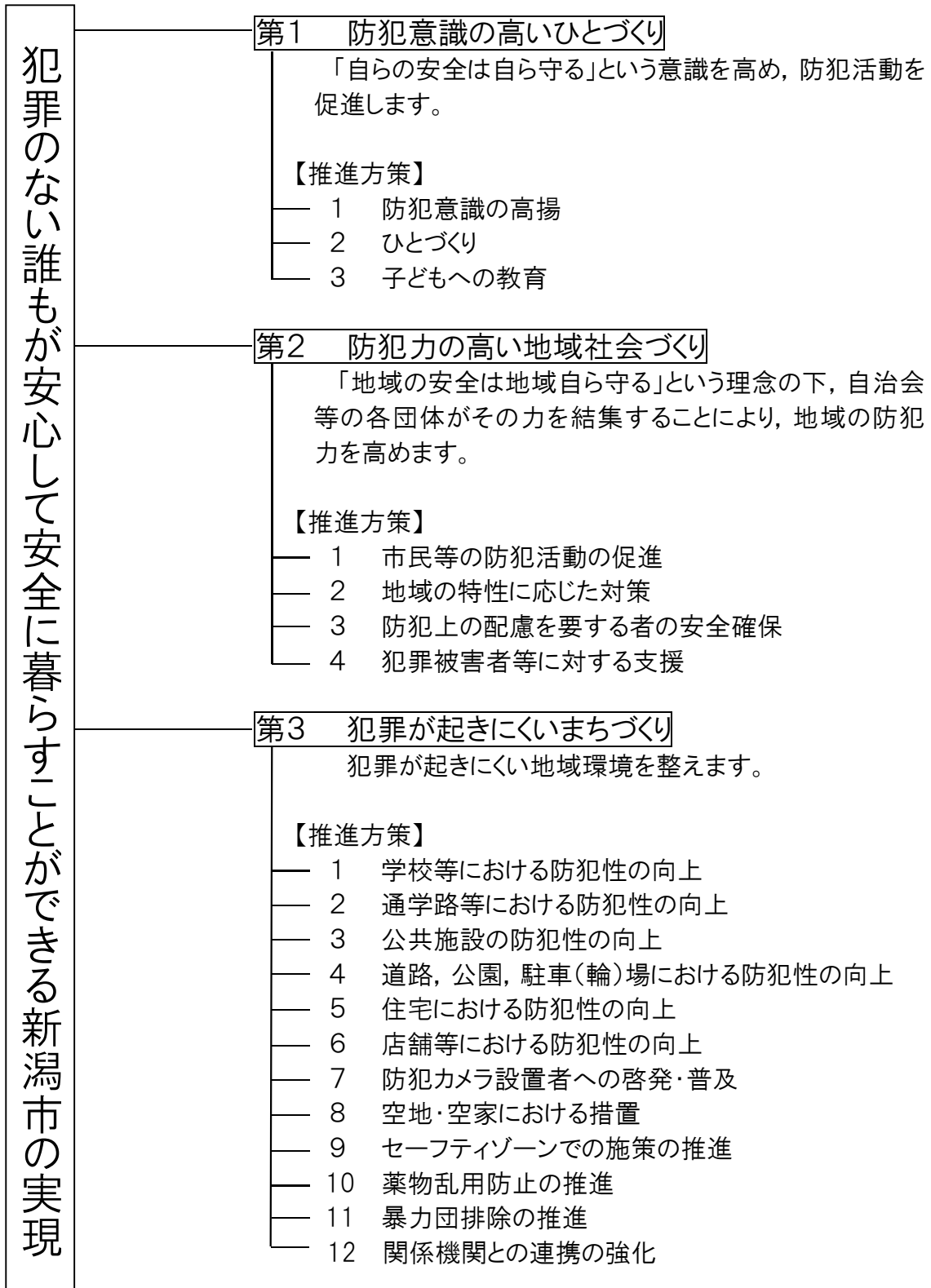
- ・特殊詐欺被害防止対策
- ・侵入盗被害防止対策

◆計画の方向性(基本的方向)

推進計画の実現に向け、3つの基本的方向のもと、それぞれの具体的施策により、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

【目標】

【基本的方向】



第1 防犯意識の高いひとづくり

1 防犯意識の高揚

(1) 啓発活動

- ア 市報にいがた, 区役所だより, 広報番組, ホームページ等各種広報媒体や, 各地域で開催される各種活動・会合等の機会を通じて, その地域の犯罪発生状況等の身近な情報を提供し, 市民一人ひとりの自主防犯意識の向上を図ります。
- イ 関係機関と連携して各地域の犯罪発生状況に応じた広報啓発活動を行います。
- ウ 市内の犯罪情報・不審者情報等の情報を共有するため, IT等を活用して効果的な情報を発信して被害防止に努めます。

(2) 防犯講習会

- ア 地域の防犯意識の高揚を図るため, 防犯講習会の開催を希望する自治会等の各種団体・グループに対し, 専門知識を有する講師を派遣します。
- イ 受講者の年代・地域を考慮した, 効果的な講習会を開催します。
- ウ 必要に応じて警察等の関係機関と連携しながら, 防犯講習会を開催します。

2 ひとづくり

(1) 人材育成

地域防犯活動の活性化と取り組みの継続化を図るとともに, 効果的な防犯活動を推進するため, 地域の防犯活動の中心となる防犯リーダーを育成します。

(2) 表彰

市民の自主防犯意識の高揚を図るため, 自主的な防犯活動その他の活動において, 安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民・事業者・団体等を表彰します。

3 子ども^{※8}への教育

※8 子ども～乳児, 幼児, 児童, 生徒をいう。

(1) 家庭におけるしつけ

- ア 社会ルールに反する行為を行うことがないように, 家庭でのしつけの大切さ等を啓発します。
- イ 子育てやしつけ等に悩みや不安を抱く保護者や家族等の相談に対応し, 家庭でのしつけ力の向上を支援します。

(2) 学校等^{※9}における教育

※9 学校等～幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設をいう。

- ア 子どもの規範意識向上に取り組みます。
- イ 非行やいじめなど問題行動の防止を図ります。

(3) 地域における教育

子どもの非行防止を図るため, ホームページや講習会等を通じて市民の青少年健全育成への意識を高めるとともに, 街頭育成活動を行います。

第2 防犯力の高い地域社会づくり

1 市民等の防犯活動の促進

(1) 個人の防犯活動

地域の安心・安全に関心を持った市民等が、個人でできる「ながらパトロール^{※10}」等の活動の普及促進を図ります。

※10 ながらパトロール～パトロールの一形態で、買い物や犬の散歩等しながら、ついでに腕章などを着用し、周囲に気を配るパトロールで誰でも気軽に無理なくできる。

(2) 地域における防犯活動

ア 各地区防犯組合をはじめ自治会・町内会・コミュニティ協議会等の地域団体における防犯活動を支援します。

イ 地域団体等への青色回転灯パトロール車^{※11}の普及を支援し、防犯パトロールの拡充を図ります。

※11 青色回転灯パトロール車～防犯パトロールでの犯罪抑止効果を高めるため、防犯パトロール車に青色回転灯を装着した車両をいう。

ウ 防犯団体立ち上げの支援を行います。

(3) ボランティア団体等との連携

ア 各地域における防犯活動の活性化を図るため、ボランティア団体等との連携を図ります。

イ ボランティア団体や地域団体相互間の連携を促進するため、防犯活動の情報や防犯活動に取り組んでいる団体に関する情報を提供し、ネットワークの拡充を図ります。

(4) 事業所等との連携

各地域における防犯活動の拡充を図るため、事業所等との連携を図ります。

(5) 防犯活動の裾野の拡大

犯罪のない安心・安全なまちづくりに対する市民の関心と理解を深めるため、「防犯月間」^{※12}「防犯の日」^{※12}において表彰や広報啓発活動を行います。

※12 「防犯月間」「防犯の日」～市民等の「安心・安全なまちづくり」に関する気運を盛り上げ、継続的な活動を展開するため、条例で毎年10月を「防犯月間」、10月第3水曜日を「防犯の日」と定めたもの。

2 地域の特性に応じた対策

(1) 繁華街における環境健全化活動

ア 公共の場所における違法な客引き等の禁止及び環境健全化に関する意識啓発を行います。

イ 違法な客引き等を抑止するため、地域住民・事業者・警察・行政等の各関係機関団体が協働し、防犯パトロール等の環境健全化活動を行います。

ウ 「ぼい捨て・路上喫煙防止条例」の周知や違反者への指導・過料徴収を行います。

(2) 事業所集中地域等における対策

工業団地・流通団地その他事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民・事業者・警察等と連携して防犯パトロール等を行います。

(3) その他の地域における対策

住宅街・商店街・農業地帯等における防犯対策と環境健全化のため、地域住民・警察等と連携してその地域の特性に応じた対策を推進します。

3 防犯上の配慮を要する者の安全確保

(1) 子ども等を守る取組み

ア 学校・家庭・地域団体等、子どもに携わる機関との連携を強化し、犯罪情報等の交換に努めます。

イ 子どもが自ら危険を回避できる能力を身につけるための安全教育を実施します。

ウ 通学路や子どもが被害に遭いやすい場所で、青色回転灯パトロール車、新潟市職員パトロール^{※13}によるパトロールを推進します。

※13 新潟市職員パトロール～職員が公用車で目的地への往復時に周囲を監視しながら行うながらパトロールをいう。

エ 青少年^{※14}の非行を未然に防止するため、青少年育成員等による街頭育成活動を推進します。

※14 青少年～小学生から20歳未満の者をいう。

オ 児童虐待、非行の問題等幅広い相談に対応するため、身近な区役所の相談窓口や専門的な児童相談所等での相談・支援体制を強化します。

(2) 女性の安全対策

ア ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止に関する啓発活動を推進します。

イ 女性の安全対策にかかる防犯講習会を開催します。

ウ 女性が被害者となる犯罪に関する相談・指導等の支援を行います。

(3) 高齢者の安全対策

ア 高齢者を対象とした防犯講習会を開催します。

イ 高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員・介護支援専門員等に対して、犯罪被害の防止についての意識啓発を推進し、犯罪被害の早期発見や未然防止に努めます。

ウ 高齢者虐待の未然防止のため、市民への意識啓発や関係機関との連携を推進するとともに、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。

エ 高齢者の犯罪被害や虐待の背景には、認知症への理解不足もあると考えられることから、認知症への正しい理解の普及と、相談窓口の周知に努めます。

(4) 障がい者の安全対策

障がい者、障がい者と接する機会の多い福祉関係者及びボランティア等に対して、犯罪被害の防止についての意識啓発を推進します。

4 犯罪被害者等^{※15}に対する支援

※15 犯罪被害者等～犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(1) 相談・支援体制の強化

ア 犯罪被害者等の支援を総合的に行う窓口を設置し、庁内関係所属・関係機関等との連絡調整を図り、犯罪被害者等からの相談対応、支援に関する情報提供を実施します。

イ 犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議を設置し、犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進します。

(2) 犯罪被害者等のニーズに応じた支援

犯罪被害者等に対し、犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう見舞金を支給するほか、犯罪被害者等のニーズに応じて、保健医療・福祉サービスや居住の安定にかかる支援等を実施します。

(3) 広報及び啓発

犯罪被害者等のおかれた立場を理解してもらうため、犯罪被害者等基本法で定める「犯罪被害者週間」や新潟県犯罪被害者等支援条例で定める「被害者支援を考える月間」等を活用して啓発活動を行います。

(4) 関係機関・団体との連携及び協力

ア 犯罪被害者等の支援にあつては、新潟県・警察・民間犯罪被害者支援団体等の関係機関との連携を図ります。

イ 民間の犯罪被害者支援団体の活動を支援します。

第3 犯罪が起きにくいまちづくり

1 学校等における防犯性の向上

(1) 安全確保対策

不審者の侵入防止対策や不審者侵入時の危機管理マニュアルの見直しと必要に応じた改訂、休日等及び校外活動時における安全確保対策を講じ、子どもの安全確保に努めます。

(2) 安全対策設備等の設置及び点検・整備

学校等の安全管理を徹底するため、施設や設備の設置及び点検・整備に努めます。

(3) 緊急時に備えた安全体制の確立

不審者が侵入し、子どもに危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、安全対策の徹底に努めます。

(4) 安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を獲得できるように安全教育を実施するとともに、保護者に対して啓発を行います。

(5) ネット上における犯罪の防止

インターネットや携帯電話等を利用する中で、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれないように、携帯電話等におけるフィルタリング^{※16}の普及や情報の利用について啓発や指導・助言を行います。

※16 フィルタリング～インターネットのウェブサイトなどを一定条件で分類・制限する機能のことで、未成年者が有害サイトを閲覧できないようになる。

(6) 地域住民、関係機関等との連携

保護者、地域、関係団体及び警察等の関係機関との連携を図り、子どもの安全確保に努めます。

2 通学路等^{※17}における防犯性の向上

※17 通学路等～通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等をいう。

(1) 地域住民、関係機関等との連携

子どもの安全確保のために、学校、地域住民、警察、行政等が連携した協力体制の整備及び不審者情報の共有化等を推進し、通学路等における子どもに対する犯罪の防止を徹底します。

(2) 通学路等における子どもの危険防止活動

教職員等による校内安全推進体制等安全確保のための体制整備や地域の実情に応じた安全な通学路の指定により、通学路等における犯罪の防止に努めます。

(3) 安全教育等の推進

保護者及び関係機関等と連携して通学路等での子どもの安全を確保するため、体験型安全教室をはじめとする実践的な安全教育等の実施に努めます。

(4) 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における見通しの確保や、歩車道の分離等、通学路等の実情に応じた整備に努めます。

3 公共施設の防犯性の向上

市が整備する公共施設について、見通しが確保できるよう配慮した計画により犯罪防止に努めます。

4 道路、公園、駐車(輪)場における防犯性の向上

(1) 防犯性の高い道路の整備・普及

道路について、必要に応じて防護柵・植栽帯による歩道と車道の分離、路上における照度の確保等施設整備及び施設改善に努めます。

(2) 防犯性の高い公園の整備・普及

公園について、園内の見通しなどに配慮した施設整備や施設改善に努めます。

(3) 防犯性の高い駐車(輪)場の整備・普及等

ア 駐車(輪)場について、周囲及び場内の見通しの確保、明るさの確保等、施設整備及び施設改善に努めます。

イ 大規模小売店舗の駐車(輪)場の防犯対策について、店舗を設置しようとする事業者に対し、効果的な防犯対策を講じるよう働きかけます。

ウ 公共の場所における路上等の放置自転車対策を行うとともに、駐輪場内の長期放置自転車対策を推進します。

5 住宅^{※18}における防犯性の向上

※18 住宅～一戸建て住宅及び共同住宅をいう。

(1) 建築事業者等に対し、「住宅の犯罪防止に関する指針」の普及を進めます。

(2) 防犯性の高い住宅を普及させるため、防犯機器や防犯部品等の紹介や防犯意識の高揚を図ります。

6 店舗等^{※19}における防犯性の向上

※19 店舗等～店舗、事務所、工場、倉庫等をいう。

コンビニエンスストア 営業者やショッピングセンター等の大規模小売店舗の設置者に対して、防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言を行います。

7 防犯カメラ設置者への啓発・普及

防犯カメラを設置する者に対して、防犯カメラの適正な設置や画像の適正な取扱い等の県で定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に基づき、プライバシー等に配慮した適正な設置及び運用の普及を図ります。

8 空地・空家における措置

管理状態に防犯上支障がある空地・空家について、その所有者に対し、適切な防犯措置を講ずるよう指導を行います。

9 セーフティゾーン^{※20}での施策の推進

※20 セーフティゾーン～条例に基づいて指定した、古町・新潟駅周辺の繁華街及び新潟東港周辺の地域をいう。

「セーフティゾーン」として指定している防犯活動モデル地域において、市、市民、事業者、警察等が協働して重点的に施策を推進します。

10 薬物乱用防止対策の推進

国の機関，県，関係団体及び警察等の関係機関との連携を図り，大麻等の薬物乱用防止の広報啓発活動を推進し，薬物乱用防止を図ります。

11 暴力団排除の推進

「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を恐れない」ことを基本理念として，市民，自治会等，事業者及び市が一丸となって暴力団排除に取り組みます。

12 関係機関・団体との連携の強化

効果的な広報啓発活動や犯罪発生状況に応じた施策の推進のため，国の機関，県，関係団体，警察等との連絡を密にし，連携の強化を図ります。

第6章 目標

第1 重点目標

1 新潟市主催(共催含む)による街頭防犯活動実施数

市民が安心して・安全に生活するためには、犯罪を未然に防止するため自主防犯の必要性等を認識し、防犯意識の高揚を図ることが大切です。

本市では、各区の犯罪発生状況等に応じて、効果的な街頭防犯活動を実施して市民の自主防犯力を高め、犯罪抑止に努めます。

各区における街頭防犯活動目標回数(毎年度)								市全体
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	
16	16	16	16	16	16	16	16	毎年度 128回

(参考)

各区における街頭防犯活動回数(平成30年度～令和2年度)									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	区合計
令和2年度	14	8	16	1	7	8	13	9	76
令和元年度	17	12	22	13	5	17	24	13	123
平成30年度	25	10	10	4	18	20	14	19	120

2 防犯講習会開催数

市民の「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図るため、防犯講習会を開催します。

防犯講習会目標回数(毎年度)			市全体
一般対象	子ども対象	子どもの体験型安全教室	
30	20	106	毎年度 156回

(参考)

防犯講習会開催数(平成30年度～令和2年度)			
	一般対象	子ども対象	子どもの体験型安全教室
令和2年度	3	6	106
令和元年度	21	18	106
平成30年度	11	10	108

※子どもの体験型安全教室には、民間会社を実施委託校を含む。

第2 その他の目標

1 にいがた防犯ボランティアネットワーク登録数

登録団体数を拡充し、活動への支援、団体相互の連携を促進します。

各区における目標登録数(令和8年度末)								市全体 合計 245団体
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	
21	51	58	29	15	11	46	14	

(参考)

各区におけるボランティアネットワーク登録数(令和2年度)									
	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	区合計
防犯団体数	26	87	201	31	45	25	67	27	509
登録数	17	45	52	25	11	8	40	11	209

2 青色回転灯装備車委嘱団体数

各地域における自主防犯パトロールを活性化するため、青色回転灯装備車を使用してパトロールを実施する団体への委嘱を推進します。

各区における目標団体数(令和8年度末)								市全体 合計 24団体
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	
12	2	2	1	3	1	2	1	

(参考)

青色回転灯装備車委嘱団体数(令和2年度)									
北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	区合計	
11	1	1	0	3	1	1	0	18	

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

参考資料

- ◆新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例
- ◆学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針
- ◆通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針
- ◆道路等の犯罪の防止に関する指針
- ◆住宅の犯罪の防止に関する指針
- ◆新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 市民等の自主防犯活動の促進(第9条―第16条)

第3章 都市環境健全化の推進(第17条―第19条)

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進(第20条―第26条)

第5章 犯罪被害者等に対する支援(第27条)

第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等(第28条―第32条)

第7章 補則(第33条)

附則

近年、国際化、都市化、情報化及び高齢化の進展などに伴う社会情勢の変化、多様化する生活形態や規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、市民に不安を与え、将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況となっている。

安心して安全に暮らすことのできる地域社会を実現することは、新潟市が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。

犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないよう心がけ、自治会・町内会や地域コミュニティ協議会など地域が一体となって広報啓発活動及び子どもたちの安全教育を行うことはもとより、犯罪者に犯罪の機会を与えない社会環境を作り出す工夫を施すなど、地域の防犯力の向上に努めるとともに、人と人とのきずなを大切に、互いに支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちのふるさとが、住む人にとっても、訪れる人にとっても、愛着の持てる安らぎのあるまちとして将来に引き継がれていくよう、安心して安全に暮らすことのできるまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

～第1章 総則～

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心・安全なまちづくり(以下「安心・安全なまちづくり」という。)について、市の責務並びに市民、自治会等(自治会、町内会、地域コミュニティ協議会その他の地域的な協働活動を行う団体をいう。以下同じ。)及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本となる事項等を定めることにより、市民が安心して安全に暮らすことのできる新潟市の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安心・安全なまちづくりは、市及び市民等(市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。)が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

(1) 自らの安全は自ら守り、及び地域の安全は地域自ら守るという防犯意識の高揚

を図ること。

(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。

(3) 警察, 防犯協会その他関係機関(以下「警察等」という。)との協働を強め, 犯罪の防止を図ること。

(4) 飲食店, 小売店舗その他の店舗が集積する地域(以下「繁華街」という。)の環境の健全化を図ること。

(5) 国際化の進展に対応した, 誰もが安心して安全に暮らせる港まち新潟の環境整備を図ること。

2 安心・安全なまちづくりは, 基本的人権を尊重して行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は, 前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり, 安心・安全なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し, 及び実施する責務を有する。

2 市は, 前項の施策の策定及び実施に当たっては, 県及び警察等との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 市は, 安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため, 必要な体制を整備するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は, 基本理念にのっとり, お互いに協力して市, 自治会等及び事業者と連携して地域活動に取り組み, 安心・安全なまちづくりを推進するとともに, 公共の場においては他者に迷惑をかけることのないように努めなければならない。

2 市民は, 安心・安全なまちづくりに必要な知識を積極的に習得し, 自らの安全の確保に努めなければならない。

3 市民は, 市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は, 地域の防犯力を高めるうえで中核的な役割を担うものであることを認識し, 基本理念にのっとり, 市, 市民及び事業者と連携して地域の实情に応じて自主的な活動に取り組むよう努めなければならない。

2 自治会等は, 市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は, 基本理念にのっとり, 地域社会の一員であることを認識し, 地域活動に積極的に参加するとともに, 市, 市民及び自治会等と連携して, 安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は, 市内に所有し, 占有し, 又は管理する施設及びその市内における事業活動に関し, 防犯活動に関する責任者を配置するなど自ら安全の確保に努めるとともに, 安心・安全なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 事業者は, 従業員に安心・安全なまちづくりに必要な知識を習得させる機会を与えるように努めなければならない。

4 事業者は, 市が条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第7条 市は、安心・安全なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進計画の策定等)

第8条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更等に当たっては、あらかじめ、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、公表するものとする。

～第2章 市民等の自主防犯活動の促進～

(広報及び啓発)

第9条 市は、安心・安全なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第10条 市は、市民等が行う安心・安全のためのパトロール、防犯講習会、通学路安全点検その他の安心・安全なまちづくりに関する自主的な活動を促進し、これが継続的かつ効果的に行われるよう、情報の提供、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯の日及び防犯月間)

第11条 市民の防犯意識の高揚及び市民参加による安心・安全なまちづくりの活動を促進するため、10月の第3水曜日を新潟市防犯の日とし、10月を新潟市防犯月間とする。

(人材育成等)

第12条 市は、地域で防犯活動を行うリーダーを育成し、その活動を支援するものとする。

(モデル地域の指定)

第13条 市長は、安心・安全なまちづくりに関する活動を推進するため、重点的に施策を推進する地域として防犯活動モデル地域を指定することができる。

(表彰)

第14条 市長は、自主的な防犯活動その他の活動において、安心・安全なまちづくりに寄与したと認められる市民等を表彰することができる。

(防犯上の配慮を要する者の安全確保)

第15条 市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育園等の児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに市民等と連携し、防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないための教育及び啓発を行うとともに、安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

(児童、生徒等の規範意識を高めるための措置)

第16条 市は、学校等及び市民等と連携し、幼児、児童及び生徒の規範意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

～第3章 都市環境健全化の推進～

(地域の特性に応じた対策の推進)

第17条 市は、市民等及び警察等と連携し、及び協力して、住宅街、商店街、農業地域等の地域の特性に応じた防犯対策及び環境の健全化の推進に努めなければならない。

(繁華街における対策)

第18条 市、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者並びに地域住民は、警察等と相互に連携し、誰もが安心して安全に訪れることのできる繁華街になるよう必要な措置を講じ、環境の健全化の推進に努めなければならない。

(事業所集中地域等における対策)

第19条 市及び市民等は、工業団地、流通団地その他の事業所集中地域、港湾周辺地域等における防犯対策及び環境の健全化を推進するため、警察等と相互に連携し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めなければならない。

～第4章 防犯性の高いまちづくりの推進～

(公共施設の整備等)

第20条 市長は、公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪の防止に努めなければならない。

(学校等における措置)

第21条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等において乳児、幼児、児童及び生徒(以下これらを「子ども」という。)が犯罪に遭わないための対処方法の指導、緊急時に備えた体制整備、施設の点検及び整備等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(通学路等における措置)

第22条 市長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)について安全点検、安全な環境の整備等子どもに対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路等を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等及び市民等は、警察

等と連携して、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(道路等における措置)

第23条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、周囲からの見通しの確保、さくの設置等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住宅における措置)

第24条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 市内において、住宅を建築する建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(店舗等における措置)

第25条 事業者は、店舗、事務所、工場、倉庫等(以下「店舗等」という。)の構造及び設備の防犯性向上に努めるとともに、従業員による防犯体制の整備、休日、夜間における警備員の見回り等犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者は、その集客力、夜間営業の増加等による周辺地域への影響を勘案し、駐車場の管理を徹底することなどにより犯罪行為の未然防止に努めなければならない。

3 市は、事業者に対して、店舗等の防犯性向上のために必要な情報の提供、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(土地又は建物の管理者の措置等)

第26条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、地域における犯罪防止のため、その土地又は建物に係る安全な環境を確保し、適正な管理に努めなければならない。

2 市内に空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくを設置し、出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、空地又は空家の管理状態に防犯上支障があると認められるときは、その所在地を管轄する警察署長と協議のうえ、当該空地又は空家の所有者又は管理者に対し、必要な改善を行うよう指導することができる。

4 市は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、その空地又は空家に立ち入り、その状況を調査し、並びにその所有者、占有者及び管理者の氏名等を調査

することができる。

- 5 市長は、第3項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
- 6 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

～第5章 犯罪被害者等に対する支援～

(犯罪被害者等に対する支援)

第27条 市は、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)により被害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)により、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

～第6章 公共の場所における迷惑行為の禁止等～

(定義)

第28条 この章において「接客飲食店等営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- (1) 営業所を設けて、当該営業所において客に飲食させる営業のうち、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして営むもの
- (2) 営業所を設けて、当該営業所において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供して営むもの
- (3) 人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設において、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者をその客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

(客引き行為等の禁止)

第29条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 接客飲食店等営業の客となるように客引き(相手方を特定して、客となるよう誘うことをいう。以下同じ。)をし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (2) 接客飲食店等営業に関する情報の提供を行うための施設の客となるように客引きをし、又は広く人に呼びかけ、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第30条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 接客飲食店等営業において、人に接する役務に従事するように呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して勧誘すること。
 - (2) 人の性的好奇心をそそる行為を撮影するための被写体となるよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等配布行為の禁止等)

第31条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他これらに類する文書図画又は物品(以下「ピンクビラ等」という。)を配布すること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵
 - イ 人の性的好奇心をそそる、人の水着姿、各種制服姿等の写真であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの
 - ウ 人の性的好奇心をそそる役務の提供又は当該役務に従事する者の募集を表し又はこれを推測させる文言等
 - エ 人の性的好奇心をそそる物品等の販売を表す文言等であって、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの
 - (2) 公衆電話ボックス、公衆便所その他公衆が自由に出入することができる建築物の内部又は公衆が見やすい屋外の場所にピンクビラ等を表示し、又は配置すること。
 - (3) みだりに人の住居又は人の宿泊若しくは休憩の用に供する施設の客室にピンクビラ等を配り、又は差し入れること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(ピンクビラ等の除却及び廃棄)

- 第32条 土地、建物又は工作物の管理者は、それらに表示され、又は配置されたピンクビラ等を速やかに除却し、又は廃棄するよう努めなければならない。
- 2 何人も、前条第1項第2号の規定に違反して公共の場所に表示され、又は配置されたピンクビラ等を除却し、又は廃棄することができる。
 - 3 何人も、正当な理由なく、前項の規定による除却又は廃棄を妨害してはならない。
 - 4 市長は、前項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう、講習その他の必要な施策を講ずるものとする。

～第7章 補則～

(その他)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年新潟市条例第133号)第21条第1項の規定に基づき、学校等(※注1)において、子ども(乳児、幼児、児童及び生徒等をいう。以下同じ。)の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の管理者等」という。)に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

学校等において、犯罪を行おうとする者(以下「犯罪企図者」という。)の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、施設等の配置計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保(監視性の確保)
周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。
- (2) 領域の明確化(領域性の強化)
囲障や扉等により守るべき領域を明確にすることにより、犯罪を起こさせない領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の防止(接近・侵入の抑制)
配置計画や動線計画等により、直接的に犯罪企図者の動きを制限し、学校等の敷地内や建物内における守るべき領域への接近・侵入を妨げ、子どもの被害及び侵入・窃盗等の犯罪を抑止する環境を確保する。
- (4) 部材、設備等の強化(抵抗性の強化)
犯罪企図者による侵入及び破壊を困難にするため、防犯性の高い建物部品を使用する。

第2 具体的な方策

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者(安全主任等をいう。)の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次に掲げる

対策の実施に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入防止対策
 - ア 出入口の限定
 - イ 門扉の施錠等の措置
 - ウ 関係者以外の立ち入りを禁止する旨の立て札又は看板の設置
 - エ 来訪者用の入口及び受付の明示
 - オ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
 - カ 子どもを送迎する者の身元の確認
 - キ 来訪者へのあいさつ及び声掛けの励行
 - ク 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用及びその他の防犯機器の配備
 - ケ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした職員室・事務室, ボランティア室等の配置
 - コ 不審者が侵入しようとし, 又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等及び警備会社や警察への緊急通報装置の設置
 - サ 職員玄関への職員室等と連動したインターホン, オートロックの設置(職員室又は事務室が接地階以外に配置されている場合に限る。)
 - シ 教職員等による学校内外の巡回の実施
- (2) 校外活動時における安全確保対策
 - ア 子どもに対する防犯ブザーの貸与, 携行等
 - イ 校外活動訪問先等の校外機関との連携
 - ウ 校外活動時の連絡通報体制の整備
- (3) 休日等における安全確保対策
 - ア 始業前, 放課後, 休日等(以下「休日等」という。)に学校等において子どもが活動する際の防犯体制の整備
 - イ 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
 - ウ 不審者侵入時の危機管理マニュアル(以下「危機管理マニュアル」という。)の策定

2 施設・設備の設置, 点検及び整備

学校等の管理者等は, 学校等の安全管理を徹底するため, 次に掲げる施設・設備の設置, 点検及び整備に努めるものとする。

- (1) 門扉, 囲障, 外灯, 施設の出入口, 窓, 鍵等
- (2) 職員室・事務室, ボランティア室等
- (3) 警報ベル, ブザー, 防犯カメラ等の防犯設備及び警備会社又は警察への緊急通報装置
- (4) 校内放送設備, インターホン及びオートロック
- (5) 死角の原因となる植栽, 立木等
- (6) 避難の妨げとなる障害物
- (7) さすまた, 防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具

3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危険が迫った場合等の緊急時に備えるため「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

- (1) 安全確保を徹底させるための教職員等に対する指導及び研修・訓練の計画及び実施
- (2) 学校の近隣において子どもに危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者及び地域への連絡並びに子どもの登下校の方法の決定
- (3) 近隣の学校間における情報提供体制の整備
- (4) 学校の内外における巡回及び安全確保についての警察、消防等への要請
- (5) 不審者が学校に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における不審者に対する監視、侵入阻止及び排除の体制の確立、子どもへの注意喚起及び子どもの避難誘導の方法並びに警察、消防等の関係機関への通報体制を確立し、これらに係る教職員の役割分担を明確にすること。
- (6) 警察、消防等との子どもの安全確保に対する情報交換の実施
- (7) 警察、消防の協力の下での教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当訓練等の実施
- (8) 学校、警察、県、市及びその他関係機関の間における情報連絡網の整備
- (9) 子どもの安全確保に有効な用具(さすまた等)の設置場所の確認及び使用方法の訓練
- (10) 職員室等への緊急連絡方法の整備(警報機等の設置場所の確認及び使用方法の訓練)
- (11) 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法の整備
- (12) 休日等の緊急連絡方法の整備

4 安全教育の充実

学校等の管理者等は、児童等(幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。)が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を獲得できるよう、次のような取組みを行うとともに、保護者に対して啓発に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練その他の防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「こども110番の家」(※注2)等の周知
- (3) 「地域安全マップ」(※注3)の作成等地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ教育の実施
- (4) 児童等の規範意識を高めるための教育の実施

5 地域住民、関係機関等との連携

- (1) 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体(PTA、自治会等、青少年育成団体等)と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 学校等の敷地内及び周辺のパトロールの協力体制の確立

- イ 「こども110番の家」との連絡及び協力並びに「こども110番の家」の設置数の拡大及び所在地の周知
- ウ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- エ 不審者情報等の周知の方法の確立
- オ 子どもの登下校時等における見守り活動
- (2) 市, 警察, 消防その他の関係機関との連携
 - 学校等の管理者等は, 市, 警察, 消防その他関係機関との連携を図り, 子どもの安全を確保するため次のような対策の実施に努めるものとする
 - ア 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
 - イ 関係機関の協力による安全教室, 防犯訓練, 緊急救命訓練等の実施
 - ウ 緊急時の連絡体制の確立
 - エ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
 - オ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

附 則

この指針は, 平成19年4月1日から施行する。

(注1)「学校等」とは, 次の施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で, 主として外国人の児童, 生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (5) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

(注2)「こども110番の家」とは, 子どもを犯罪の被害から守るため, 事業者, 民家等が子どもの緊急避難先として, 避難してきた子どもを保護し, 警察等への連絡を行い, 及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

(注3)「地域安全マップ」とは, どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し, 危険を回避する能力を向上させるため, 子どもが実際に地域を歩いて, 犯罪が起こりやすい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ, 発見したことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年新潟市条例第133号)第22条第1項の規定に基づき、通学路等(通学, 通園等に利用される道路及び子ども(乳児, 幼児, 児童及び生徒等をいう。以下同じ。))が日常的に利用する公園, 広場等をいう。以下同じ。)における子どもの安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における子どもに対する犯罪を防止することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における子どもに対する犯罪の防止のための具体的な方策を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の整備状況, 地域住民の意見等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

通学路等において、犯罪を行おうとする者(以下「犯罪企図者」という。)の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、通学路等の計画, 設計, 改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保(監視性の確保)
周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。
- (2) 周辺居住者の共同意識の向上(領域性の強化)
周辺居住者がコミュニティの形成, 環境の維持管理及び防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の防止(接近の抑制)
フェンス, さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 具体的な方策

1 地域住民, 関係機関等との連携

通学路等を設置し、又は管理する者(以下「管理者等」という。), 子どもの保護者, 学校等(※注1)及び市民等(市民, 自治会等及び事業者をいう。)は警察等(警察, 防犯協会その他関係機関をいう。)と連携して、次により通学路等における子どもに対する犯罪の防止に努めるものとする。

- (1) 子どもの安全確保のための協力体制の整備
子どもの登下校時の見守り活動, パトロール, 緊急時の保護活動その他子どもの安全確保のための活動に関する協力体制の整備
- (2) 不審者情報の共有化等
ア 不審者のはいかい等, 子どもの安全確保に関する情報の警察, 学校等関係

機関への早期通報

- イ 不審者情報等を地域及び近隣学校で共有するための連絡体制及び情報に対応した被害防止対策を講ずるためのシステムの整備
- (3) 通学路等の安全点検及び危険箇所等の改善に向けた取り組み
 - ア 地域ぐるみでの安全点検等, 犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所の把握
 - イ 管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者へ協力要請
- (4) 安全情報の周知及び注意喚起
 - 安全上特に注意を払うべき場所, 交番・駐在所・「こども110番の家」(※注2)等の緊急時に避難できる場所等, 安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起

2 通学路等における子どもの危険防止活動

学校等を設置し, 又は管理する者(以下「学校等の管理者等」という。)は, 次により通学路等における犯罪の防止に努めるものとする。

- (1) 安全確保の体制整備
 - ア 教職員等による校内安全推進体制の整備
 - イ 危険な状況が発生した場合のマニュアル等の策定
 - ウ 保護者, 地域, 警察, 近隣学校及び福祉施設間における緊密な連絡体制の確立
- (2) 安全な通学路の指定
 - 保護者及び関係機関等との連携による地域の実情に応じた安全な通学路の指定

3 安全教育等の推進

学校等の管理者等は, 保護者及び関係機関等と連携し, 通学路等における安全確保のため, 次により安全教育等の推進に努めるものとする。

- (1) 実践的な安全教育の実施
 - ア 危険を予測し回避する能力及び危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導
 - イ 「地域安全マップ」(※注3)作成への子どもの参画及び「地域安全マップ」を活用した危険箇所の周知等
 - ウ 不審者に遭遇した場合等における, 警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底
 - エ 複数名による登下校等の指導
- (2) 保護者に対する要請
 - ア 家庭における安全教育の実施
 - イ 子どもが不審者に遭遇した場合等の速やかな110番通報

4 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により, 通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

- (1) 見通しの確保
 - ア 周囲からの見通しが確保されていること。

- イ 通学路等内の植栽及び街路樹並びに通学路等に接する敷地内の植栽等の維持管理が行き届いていること。
- ウ 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。
- (2) 歩車道の分離等
 - ア 道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。
 - イ 歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。
 - ウ 降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。
- (3) 防犯灯等の整備
 - 防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(※注4)が確保されていること。
- (4) 緊急時の子どもの保護拠点の設置
 - ア 通学路等の周辺に「こども110番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられていること。
 - イ 必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。
- (5) 子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置
 - 見通しが悪く延長距離の長い地下道、高架下、歩道橋等で、特に子どもの安全確保上注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。
- (6) その他の安全対策
 - 通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

(注1)「学校等」とは、次の施設をいう。

- ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- ②学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- ③学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- ④児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- ⑤児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設

(注2)「こども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

(注3)「地域安全マップ」とは、どのような場所で犯罪が起こりやすいかを理解し、危険を回避する能力を向上させるため、子どもが実際に地域を歩いて、犯罪が起こりや

すい場所である「入りやすい場所」や「見えにくい場所」などを確かめ、発見したことや感じたことをまとめ書き込んだマップをいう。

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

道路等の犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年新潟市条例第133号)第23条第1項の規定に基づき、道路等(道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場をいう。以下同じ。)の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備をする際に配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者(道路等の管理者等を除く。)においても配慮すべきものである。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、市民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等において、犯罪を行おうとする者(以下「犯罪企図者」という。)の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保(監視性の確保)
周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。
- (2) 周辺居住者の共同意識の向上(領域性の強化)
周辺居住者がコミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活性化し、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の防止(接近の抑制)
フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入場所をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案し、必要に応じ防護柵(ガードレール、ガードパイプ等)、植栽帯等により歩道と車道が分離されたものである

こと。

(2) 見通しに配慮した安全施設、植栽等の整備

道路内の安全施設、植栽等については、車道、歩道、沿道施設(建物、駐車場、公園、その他の空き地等をいう。)からの見通しが配慮され、視線を遮らない配置や管理がされていること。

(3) 路上における照明の確保

防犯灯及び道路照明灯(※注1)が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(※注2)が確保されること。

(4) 光環境の確保、照度の適時点検

防犯灯及び道路照明灯の設置にあたっては、農地や周辺住宅への光の影響にも配慮し、適切に配置されるとともに、適時、照度の点検が行われること。

(5) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

2 公園

(1) 見通しの確保

ア 見通しに配慮した植栽の配置、点検及び維持管理

植栽は、周辺道路から公園内への見通しが確保された配置とし、適時点検が行われ、枝葉のせん定を行う等の措置がとられていること。

イ 見通しに配慮した柵及び出入口の配置

柵は、周辺道路から公園内への見通しが確保された構造及び配置とし、公園内から2方向への避難が可能な出入口が設置されていることが望ましい。

ウ 見通しに配慮した遊具の配置

遊具は、極力死角を作らないものを選定し、周辺から見通すことができるように配置されていること。

(2) 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

(3) 明るさの確保

ア 道路、隣接する施設等公園周辺の状況を考慮し、必要に応じて、園路や広場等に公園灯等を設置し、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(※注2)が確保されていること。

イ 照明を妨げない植栽の維持管理

植栽が公園灯等の光を遮らないように適時点検が行われ、枝葉のせん定等が行われていること。

(4) 便所を設置する場合の配慮事項

ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

イ 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注3)が確保されていること。

ウ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、非常ベル等(※注4)が設置されていること。

(5) 避難・通報場所の確保

公園周辺には、「こども110番の家」(※注5)など、非常時の避難・通報場所を確保するよう努めること。

3 自動車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分等

ア 自動車駐車場の外周は、さく等により周囲と区分し、その設置にあたっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことがきる開口部を確保すること。

ウ 見通しが悪い場内において、死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ 自動車駐車場に屋根をかける場合には、上方への足場とならないような構造、形態及び配置とすること。

(2) 出入口の管理等

ア 自動車駐車場の規模に応じて、出入口には、自動ゲート管理システムが設置され、又は管理人が配置されるなどにより、車両の出入りを把握するとともに、防犯カメラ等の防犯設備を設置し、又は管理人を常駐し、及び巡回させ、場内の状況を把握すること。

イ 夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等を設置することにより、不審者等の無断駐車を防止すること。

ウ 夜間において不審者を威嚇し、及び出入口付近を視認するために、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ 設置者及び管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

(3) 明るさの確保等

ア 地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車のために供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(※注2)を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 施設内及び屋外照明の設置にあたっては、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

4 自転車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分

ア 自転車駐車場の外周は、さく等により周囲と区分し、その設置にあたっては、メッシュ又は格子様のものを取り付けるなど、周囲から見通しが確保される構造とすること。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において外部から内部を見通すことがきる開口部を確保すること。

ウ 見通しが悪い場内において、死角が多い箇所にミラーを設置すること。

エ 自転車駐車場に屋根をかける場合には、上方への足場とならないような構造、形態及び配置とすること。

(2) 出入口の管理等

ア 自転車駐車場の規模に応じて、管理人を常駐し、及び巡回させ、又は管理人が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置するなどして、場内の状況を把握すること。

イ 盗難防止のため、チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置すること。

ウ 夜間において不審者を威嚇し、及び出入口付近を視認するために、常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明の施設を設置すること。

エ 設置者及び管理者は、利用者に対し、看板、貼り紙等により防犯のための広報を実施すること。

(3) 明るさの確保等

ア 地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(※注2)を確保すること。ただし、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 施設内又は屋外で照明を設置する場合は、周辺地域への光の影響にも配慮し、適切に配置すること。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

(注1)「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

(注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4)非常ベル等は、防犯以外の目的も含むことから「防犯ベル等」と区別する。例えば、公園の便所内で急に体調が悪くなった場合等における使用も想定している。

(注5)「こども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者、民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもを保護し、警察等への連絡を行い、及び特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるものをいう。

住宅の犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年新潟市条例第133号)第24条第1項の規定に基づき、住宅(一戸建住宅, 長屋建住宅(※注1)及び共同住宅(※注2)をいう。以下同じ。)における犯罪を防止するために必要な整備及び管理に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、建築主等(住宅を建築する建築主, 住宅を設計し, 建築し, 又は供給する事業者及び住宅を所有し, 又は管理する者をいう。以下同じ。)に対し、防犯性を向上させるにあたり配慮すべき事項, 防犯性向上のための具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ, 又は規制を課すものではない。
- (2) この指針の運用に当たっては、建築関係法令及び建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については適用しない。
- (3) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

住宅及びその敷地内において、犯罪を行おうとする者(以下「犯罪企図者」という。)の犯罪を防止するため、次に掲げる基本原則に基づき、住宅の計画, 設計, 改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保<監視性の確保>
周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を保持する。
- (2) 居住者の共同意識の向上<領域性の強化>
居住者がコミュニティの形成, 環境の維持管理及び防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の防止<接近の抑制>
塀, 門扉等を設置することにより、犯罪企図者の侵入を抑制し, 犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで, 犯行の機会を減少させる。
- (4) 部材, 設備等の強化<被害対象の強化による被害の回避>
犯罪企図者による破壊, 侵入が困難な防犯性能の高い建物部品等を使用することにより犯行を断念させ, 被害を回避する。

第2 一戸建住宅及び長屋建住宅

1 敷地内の配置及び動線

(1) 配置

ア プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ 塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者が、物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

(2) 動線

動線計画にあたっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は発見しやすくするよう、建物、塀・柵等の配置を考慮すること。

2 開口部

(1) 玄関

ア 位置

周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 玄関扉

防犯建物部品等(※注3)の扉(枠を含む。)であること。

ウ 玄関扉の錠

(ア) 防犯建物部品等の錠であること。

(イ) 主錠の他に補助錠を設置すること。

エ 玄関扉のドアスコープ、ドアガード等

(ア) 玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置すること。

(イ) 玄関扉は、錠の機能を補完するドアガード(※注4)等を設置すること。

(ウ) 住戸内と住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置すること。なお、監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(2) 窓

住宅の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス(防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。)、面格子その他の建具が設置されていること。

(3) 勝手口

勝手口を設置する場合は、周囲からの見通しが確保されることが望ましい。

また、勝手口の錠は、防犯建物部品等の錠であること。

(4) バルコニー

ア 配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入することができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ 手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等にお

いて支障のない範囲で、見通しが確保された構造のものとする。

3 屋外

(1) 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、周囲、玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに、照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講じ、屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

(2) 物置、塀、生垣等

物置、塀、生垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

(3) 空調室外機、配管、縦とい等

空調室外機、配管、縦とい等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

(4) 照明設備

夜間における不審者への威嚇及び居住者の周囲の様子の視認ができるように、玄関付近等へ常時点灯する照明又は人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

第3 共同住宅

1 敷地内の配置及び動線

(1) 配置

ア プライバシーの保護に配慮しつつ、できるだけ周囲から見通しが確保できるようにすること。

イ 塀、門扉等を設置することにより、犯罪企図者が物理的・心理的に侵入しにくいものとする。

(2) 動線

動線計画にあたっては、敷地内への犯罪企図者の侵入を防止し、又は犯罪企図者を発見しやすくするよう、建物、塀、柵等の計画に配慮すること。

2 共用部分

(1) 共用出入口

ア 配置

共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講ずること。

イ 共用玄関

共用玄関は、各住宅と通話可能なインターホン及びオートロックシステム(インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下「オートロックシステム」という。)を導入することが望ましい。

オートロックシステムが導入されている場合は、共用玄関以外の共用出入口は、自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。

ウ 照明設備

共用玄関は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注5)

を確保すること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(※注6)を確保すること。設置に当たっては、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意すること。

(2) 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

(3) 共用メールコーナー

ア 配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 照明

共用メールコーナーの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注5)を確保すること。

ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型(投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。)とする。

(4) エレベーターホール

ア 配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施すること。

イ 照明

エレベーターホールの照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注5)を確保すること。

(5) エレベーター

ア 防犯カメラ

かご内に防犯カメラが設置されていること。

イ 連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。

ウ 扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。

エ 照明

エレベーターのかご内の照明は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注5)を確保すること。

(6) 共用廊下及び共用階段

ア 構造等

(ア) 共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすること。

(イ) 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部からの見通しが確保され、また、屋内に配置されるものについては、各階において階段室が共用廊下に常時開放されていること。

イ 照明

共用廊下及び共用階段の照明は、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(※注6)を確保すること。

(7) 自転車置場及びオートバイ置場(以下「自転車置場等」という。)

ア 配置

(ア) 自転車置場等は、周囲、共用出入口、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

(イ) 屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

(ウ) 道路等から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施すること。

イ 盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(※注7)を確保すること。

(8) 駐車場

ア 配置

(ア) 駐車場は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。屋根を設ける場合には、侵入の足掛かりとならない構造、形態及び位置とすること。

(イ) 屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

(ウ) 周囲から見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等、見通しを補完する対策を実施すること。

イ 照明

周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(※注7)を確保すること。

(9) 敷地内通路

ア 配置

敷地内通路は、周囲、共用玄関、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

イ 照明

敷地内通路は、周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(※注7)を確保すること。

- (10) 児童遊園, 広場, 緑地等(以下「広場等」という。)
- ア 配置
広場等は, 周囲, 共用玄関, 居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。
 - イ 照明
広場等には, 周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ, 人の行動を視認できる程度以上の照明(※注6)を確保すること。
- (11) 塀, 柵, 生垣等
塀, 柵, 生垣等は, プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において, 周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに, 侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。
- (12) 防犯カメラ
防犯カメラを設置する場合には, 有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに, 記録装置を設置することが望ましい。また, 見通しの補完及び照度の確保をした上, 有効な位置及び台数を検討し, 適切に配置すること。
- (13) その他
- ア 屋上
屋上は, 出入口等に扉を設置し, 屋上を常時居住者等に開放する場合を除き, 当該扉は施錠可能なものとする。また, 屋上がバルコニー等に近接する場合には, 避難上支障のない範囲において, 面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。
 - イ ゴミ置場
ゴミ置場は, 周囲からの見通しが確保された位置とすること。また, 住棟と隔離されている場合は, 住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し, 周囲への光の影響及び極端な明暗差が発生しないことに留意しつつ, 人の行動を視認できる程度以上の照度(※注7)を確保すること。
 - ウ 集会所等
集会所等の共同施設は, 周囲からの見通しが確保された位置とすること。

3 専用部分

- (1) 住宅の玄関
- ア 玄関扉
防犯建物部品等(※注3)の扉(枠を含む。)であること。
 - イ 玄関扉の錠
(ア) 防犯建物部品等の錠であること。
(イ) 主錠の他に補助錠を設置すること。
 - ウ 玄関扉のドアスコープ, ドアガード等
(ア) 玄関扉は, 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとすること。
(イ) 玄関扉は, 錠の機能を補完するドアガード(※注4)等を設置すること。
- (2) インターホン及びオートロックシステム
- ア 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するインターホン又はドアホンを設置すること。なお, 監視機能を有するカメラ付インターホン又はドアホンを設置す

ることが望ましい。

イ 管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との通話機能等を有するものとするが望ましい。

ウ オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間の通話機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとするが望ましい。

(3) 窓

住宅の窓については、法令等に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具が設置されていること。

(4) バルコニー

ア 配置

住宅のバルコニーは、縦とい、樹木、駐車場、物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦とい等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること

イ 手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止、構造等において支障のない範囲で見通しが確保された構造のものとする。

第4 住宅の管理上配慮すべき事項

1 設置物、設備等の維持管理等

(1) 防犯設備の保守点検

オートロックシステム、インターホン、防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

(2) 死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保すること。

(3) 植栽のせん定等

植栽する場合は、玄関、窓及び勝手口が死角にならないように適切に配置し、下枝のせん定などを行い、道路等周囲からの見通しを妨げないように配慮すること。

(4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置する機器等は、侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。また、火災又は放火の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは、敷地内又は共用部分に放置しないこと。

(5) 防犯器具等の普及

ピッキング及び破壊が困難な錠前、侵入警報・警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を進めること。

2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

(2) 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

3 防犯カメラの運用について

(1) 共同住宅の防犯カメラを設置し、及び運用する者は、個人情報保護のため、防犯カメラの管理責任者を選任した上、防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい及び画像の第三者への提供の禁止(法令に定めがある場合を除く。)、画像の盗難及び紛失の防止等安全管理の措置について運用基準を定めるように努めること。

(2) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

(注1)「長屋建住宅」とは、2戸以上の住宅が一連をなし、壁を共有するが、各住戸が階

段、廊下等を共有しないものをいう。

(注2)「共同住宅」とは、2戸以上の住宅が連続して一連をなし、壁又は床を共有し、各住戸が階段、廊下等を共有するものをいう。

(注3)「防犯建物部品等」とは、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合

同会議が公表している防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(注4)「ドアガード」とは、室内から扉をわずかに開けて来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいい、ドアチェーンに比べ工具での切断に強い。

(注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注6)「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注7)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

平成19年3月30日

規則第93号

改正 平成21年3月24日規則第6号

平成25年3月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) 関係団体の意見を代表する者
- (4) 防犯活動団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(平21規則6・平25規則50・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。